

令和 7 年度

危機管理マニュアル

福井市至民中学校

目次

緊急時の校内体制	1
I. 不審者対応マニュアル	2
1. 日常対応	
(1) 校内の出入り口の制限と校内立ち入り者の把握	2
(2) 職員の留意事項	3
(3) 生徒への日常指導	3
(4) 保護者・外来者への対応	4
(5) 地域との連携	4
(6) 表示関係	5
(7) 職員の研修、事前対応について	5
2. 緊急時の対応	
A 対応の基本的な流れ	6
B 全体の指示・統制経路図	7
3. 校外での不審者、事件、災害等への対策	
(1) 緊急下校時の視点①	1 0
(2) 緊急下校時の視点②	1 1
(3) 負傷者が出た場合の視点	1 2
(4) 侵入者により火災が発生した場合の視点	1 3
II. 地震・火災発生時の対応マニュアル	1 4
1. 日常対応	
2. 事故発生時の対応	
3. 事後対応	
○ 大規模地震発生時の対応マニュアル	1 5
III. 竜巻・局地的大雨・土砂災害	
・弾道ミサイル発射への対応マニュアル	2 2
1. 日常の対応	
2. 竜巻・局地的大雨・土砂災害・弾道ミサイル発射発生時の対応の基本的な流れ	
IV. 交通事故対応マニュアル	2 3
1. 日常対応	
2. 事故発生時の対応	
V. 感染症や食中毒が疑われる場合の初期対応マニュアル	2 4
1. 日常の対応	
2. 食中毒が疑われる場合の対応の基本的な流れ	
VI. インフルエンザ(様疾患)発生時の対応マニュアル	2 5
1. 日常対応	
2. インフルエンザ様症状を呈する者がでた場合の対応	
<資料 2> 学級閉鎖処置開始のお知らせ	2 6

VII. 問題行動等発生時の対応マニュアル	2 7
1. 校内の組織体制と役割分担	2 7
2. 緊急連絡体制について	2 8
3. 問題行動等発生時の対応	2 9
(1) 問題行動発生時の連携	
(2) 事件・事故等発生時の教育委員会等への報告	3 0
(3) 警察との連携	3 1
(4) 関係機関との連携	3 2
 VIII. クマ出没対応マニュアル	 3 4
1. クマ出没時の対応チェック表	3 4
2. クマ出没時の連絡体制	3 5
3. 対応策・指導の例	3 5
4. クマの習性・痕跡	3 6
VIII. 巻末資料	
○問題行動等に備えた体制づくり	
(1) 生徒間暴力・対人暴力	3 7
(2) 対教師暴力	4 1
(3) 器物破損	4 4
(4) いじめ	4 7
 IX. 食物アレルギー対応マニュアル	 5 6
○学校給食以外での食物アレルギーの対応	5 7
 X. 死亡事故及び治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う場合 等の重篤な事故が発生した場合	 5 8
 XI. DV被害者の子供の安全確保	 5 9
 ○避難確保計画（水防法 15 条の 3 第 1 項に基づくもの）	 6 0

緊急時の校内体制



機 関 名 ・ 電 話 番 号

福井地区南消防署(緊急119)	33-0119
福井南警察署 (緊急110)	34-0110

福井市愛護センター	20-5418	学校医	ひらざわ内科ハートクリニック	35-8822
福井総合福祉相談所（児相）	24-5138	学校歯科医	さくら歯科	35-5157
福井健康福祉センター（保健所）	36-1116	学校薬剤師	なごみ薬局	24-7500

福井赤十字病院	3 6－3 6 3 0	むとう眼科	3 3－6 1 0 2
黒田クリニック	3 4－8 1 0 1		
たなか整形外科	3 5－9 2 9 9		
片山整形外科	3 5－2 4 0 0		

警備保障 アイビックス	33-8530	福井バス	36-4600
北陸防火センター(点検整備)	30-1991	桜タクシー	34-3322
轟産業(点検整備)	36-5522		

I. 不審者対応マニュアル

福井市至民中学校

1. 日常対応

(1) 不審者侵入防止策

A 校門（至民坂下）

- 登下校時間について、保護者および地域の関係機関に周知するとともに、生徒に徹底させる。
- 登下校について、保護者や地域の関係機関に協力を得て、見守り活動を実施する。
- 校門付近に、「関係者以外立入禁止」を示す看板を掲示する。
- 生徒に対し、不審者から身を守るための基本的な防犯教育を実施する。

B 校門（至民坂下）～校舎への入口まで

- 登下校時間について、保護者および地域の関係機関に周知するとともに、生徒に徹底させる。
- 校舎敷地内の立ち木等を適宜剪定し、死角の排除を行う。また、適切な照明を確保する。
- 保護者には、年度初めに来校の際のきまりについて周知徹底する。
- 校務センターからエントランスや玄関への気配りを行う。不審な人物や見慣れない人物については、校務センターやグラウンドなど校舎近くの外に居合わせた職員が直接声をかける。

C 校舎への入口

- 防犯カメラを設置する。
- 来校者用玄関を指定し、オートロックシステムにて、自動的に施錠を行う。来校者に対しては、インターホンで氏名及び用件を確認後、問題がなければ解錠する。
- 生徒玄関等は、登校完了後に施錠する。また、下校の際は全員が下校完了後、速やかに施錠する。
- 来校者は、受付にて来校者名簿を記入し、身元を確認する。
- 来校者は、来校者の札を身につけるよう求める。
- 教職員は、来校者とすれ違った際には、積極的に挨拶・声掛けをするよう心掛ける。
- 教職員が定期的に校舎内の巡視・巡回を行う。

(2) 校内への出入り口の制限と、校内の立ち入り者の把握

	校内への侵入方法	対処の方法、改善策
1	エントランス・職員玄関	○校務センターからエントランスや玄関への気配りを行う。 不審な人物や見慣れない人物については、校務センターやグラウンドなど校舎近くの外に居合わせた職員が直接声をかける。 ○日中、エントランスの戸は施錠し、遅刻等で遅れて登校した場合はインターホンで校務センターに知らせ、遠隔操作で解錠し、生徒が入室した後、再び施錠する。 【問題点】生徒の校舎外へ出る活動のとき注意。
2	社会体育玄関・アリーナ非常口	○日中の社会体育玄関の施錠。 ○アリーナ南側道路添いの非常口の施錠。
3	各エリアの外部への出入り口	○必要時以外は施錠しておく。 ○出入りで使用した後は、生徒および担当教員が確実に施錠する。
4	各教室等の窓	○必要時以外は施錠しておく。 ○各教室使用後は、生徒および担当教員が確実に施錠する。
5	校舎外の活動中での不審者の接近、接触	○校外活動についての報告と承認を徹底する。 ○携帯電話を携帯し、緊急の場合には、即連絡がとれるよう対処する。 ○保護者の支援を依頼。
6	休み時間中	○教師はできるだけ生徒と一緒に過ごすことを心がける。そのために各エリア内で声を掛け合う。

(3) 職員の留意事項

- ① 休み時間も含め、常に各エリアのステーションを中心に、教科教室間で連携がとれるようにする。
- ② 日常、校舎内での外来者に対する意識を高める。
 - ・出会った場合の挨拶
 - ・見覚えのない保護者に対しては、「何のご用ですか。どなたですか。」といった、問いかけをする。
- ③ 緊急時の各自の役割分担を明確にし、緊急時の動きをシミュレートする。
 - ・授業中と休憩時の時間帯での動きを確認する。（「3. 緊急時の対応」参照）
 - ・不審者の進入経路による対応の動きについて、その場に応じた動きをシミュレートする。
- ④ 常時、活動しやすい服装、履き物を心がける。
- ⑤ 校務センターに、欠席者の氏名を明記する場所を設定する。また、生徒名簿を各ホーム長が授業ごとに携帯し、担任以外の職員であっても出席生徒が把握できる体制を徹底する。
- ⑥ 非常口、エントランスの施錠
- ⑦ 校務センター内の決められた場所に以下のものを常置し、職員に周知徹底するとともに、緊急時にすぐ持ち出せるようにする。
 - ・緊急連絡表（緊急時の保護者連絡ができるようなもの） ・メガホン
- ⑧ 緊急放送マニュアルを放送設備の場所に備える。
- ⑨ 管理職不在の場合の指示系統確認
 - ・校長不在 → 教頭が代理（校長とは綿密に連絡をとる）
 - ・教頭も不在 → 教務主任が代理
 - ・教務主任も不在 → 学年主任で決定
- ⑩ 校外学習時の危機管理
 - ・不審者をはじめ、常に危機的な状況発生を考慮して計画を立てる。
 - ・必要な場合は、保護者などへの支援を訴え、参加していただくように呼び掛ける。
 - ・クラスター（学年）担当者の複数の職員が携帯電話を携行する。
 - ・危機的な状況発生の場合には、一時的な生徒の安全確保を最優先し、すぐに学校へ連絡。職員が現場へ向かう。

積雪時の対応について

※積雪時には、危機的な対応がしづらくなるため、発生防止のために特に配慮する。

※危機的な状況発生時を想定して、重要な箇所の除雪を徹底する。

- ・通学路……保護者への協力要請（補導委員会）
- ・非常口……一時的な避難に必要な数カ所の非常口の除雪
- ・駐車場……（職員または、）業者への依頼
- ・周辺道路…市教委を通して、業者への依頼

(4) 生徒への日常指導

※日頃より、メリハリのある指導を心がけ、職員は、緊急時に生徒の把握が完全に出来る資質を身につける。また、生徒には、指示に従う姿勢を育てよう心がける。

①休み時間における緊急事態発生時の行動様式を生徒に周知徹底

↓
できるだけ早く、担任の把握下に入り、指示に従うことが大切。

※職員の呼びかけがあったら、何をしても、先生の指示に従うよう、指導を徹底する。

※原則として、担任や職員の、その場面に応じた指示に従って行動すること。

※初期対応の動きと、次の段階として避難の動きがあることを指導する。

※避難訓練時と同様に冷静な対処を心がけることを徹底する。

生徒	不審者	エントランスから (または社会体育入り口)	エリアの各出入口から	グラウンド側から
		エントランスから (または社会体育入り口)	エントランスから (または社会体育入り口)	エントランスから (または社会体育入り口)
教室 廊下 にいる	初期	不審者の侵入と反対の方向の避難口（アリーナの場合は非常口）に逃げる。	不審者の侵入と反対の方向の避難口に逃げる。	教科エリアの場合は葉っぱエリアを通過して、葉っぱエリアの場合はそのまま近くの避難口へ逃げる。
	避難	グラウンドへの避難	グラウンドへの避難。場合によってはアリーナへの避難もあり得る。	場合によっては、校舎外への避難もあり得る。
アリーナ (体育館) にいる	初期	アリーナの非常口から逃げる。状況によりアリーナへの扉を閉め、アリーナに止まる。	アリーナへの扉を閉め、アリーナに止まる。	アリーナから出ない。アリーナへの通路の扉を閉める。
	避難	状況によって、グラウンドへ避難。	状況によって、グラウンドへの避難。	状況によって、校舎外への避難も。
グラウンド にいる	初期	グラウンドにおいて、一カ所に集合。	グラウンドにおいて、一カ所に集合。	校舎内へ避難。教室へ入り、担任の把握下に入る。
	避難	状況によっては、さらに移動することもある。	状況によっては、さらに移動することもある。	場合によっては、前庭などの校舎外への避難も。

②内線電話使用についてのマニュアルを説明し、緊急時には活用できるよう指導する。

- ・先生のいないときの緊急時には、内線電話 101 または 102（校務センター）に連絡すること。
- ・下記のカードを内線電話の横に掲示する。

緊急の時 おちついて できるだけゆっくり 内線電話の受話器を持つ。 → 101 または 102 をおす。 → 「〇年〇組です。すぐ来てください。」先生が来るまで何回も言う。
--

(5) 保護者・外来者への対応

- 外来者は、校務センターへ立ち寄って了解を得よう啓蒙する。
- 職員は、外来者に直接の声かけを心がける。
 - ・「こんにちは。」「ご苦労様でした。」といった、日常の挨拶。
 - ・「何かご用ですか。」「お渡ししましょうか。」等、配慮を加えた言葉。
 - ・見かけない人物や、来校者の札をさげている外来者については、「どちら様ですか。」
 - ・状況によって、不安要素のある場合には、校務センターへ通報。
 - ・保護者や外来者、出入り業者（修繕、工事関係を含む）については、来校者の札を着用。

(6) 地域との連携

- ※具体的な対応準備を進めながらも、最大の不審者対策は、開かれた学校を進め、『地域と一体になった学校』『地域に守られた学校』をいろいろな角度からアピールすることであることを共通理解する。
- 学校サイドの危機対応内容と手順をPTA常任委員会、補導委員会での共通理解。
- 保護者会での保護者への啓蒙。
- 「駆け込み所の家」、地域の協力者、保護者へ、本校の状況や考え方への理解を促し、協力を依頼する。
- 補導委員会の方への緊急時の協力要請。

(7) 表示関係

- 玄関先（エントランス・職員玄関）に不審者対策上いろいろな手だてにご協力頂きたい旨の案内。
- 校務センターへ立ち寄っていただくよう訴える案内を掲示する。

(8) 職員の研修、事前対応について

○職員の研修

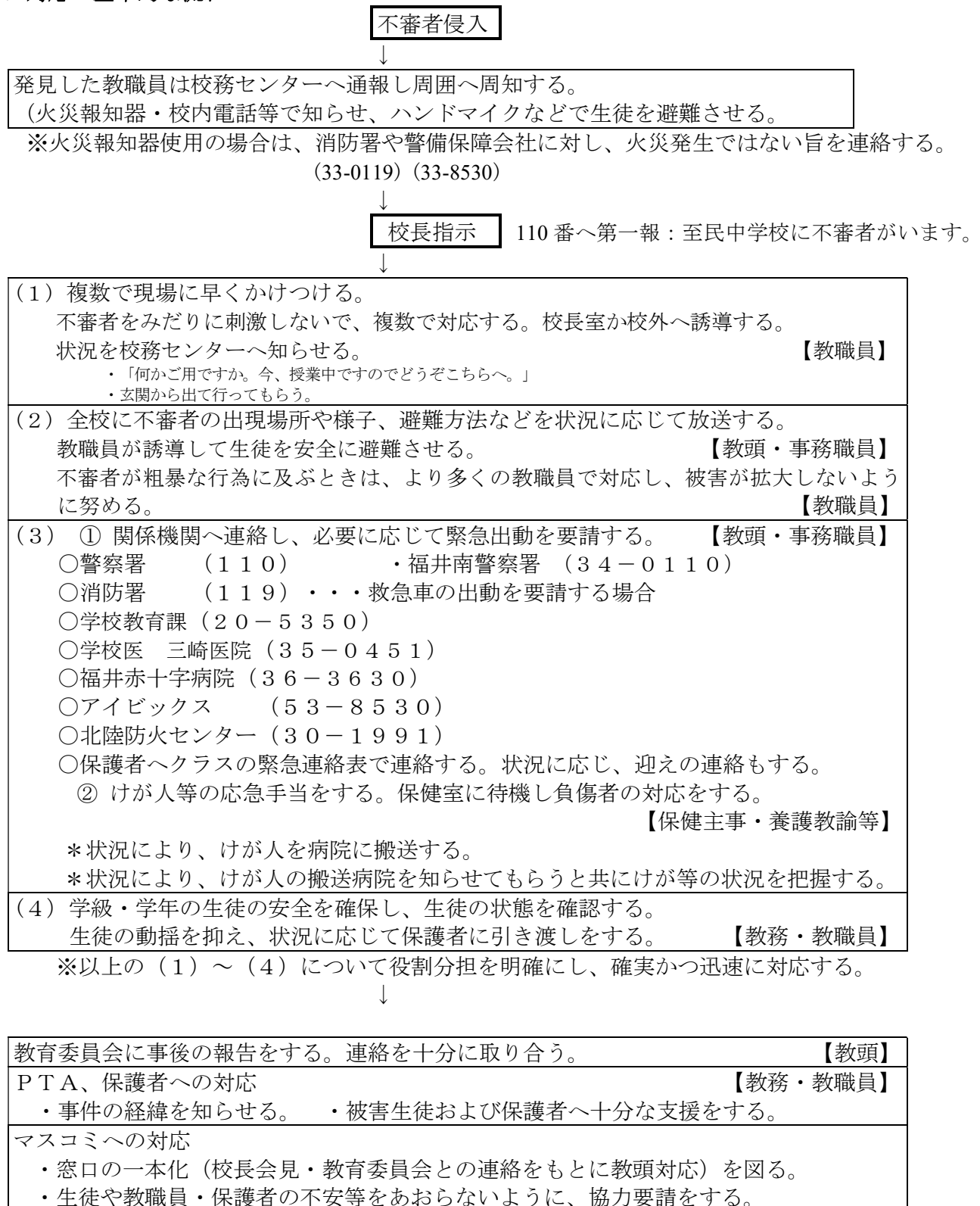
- ・危機対応マニュアルの共通理解と訓練。
- ・担当者ごとに打ち合わせ。

○事前対応

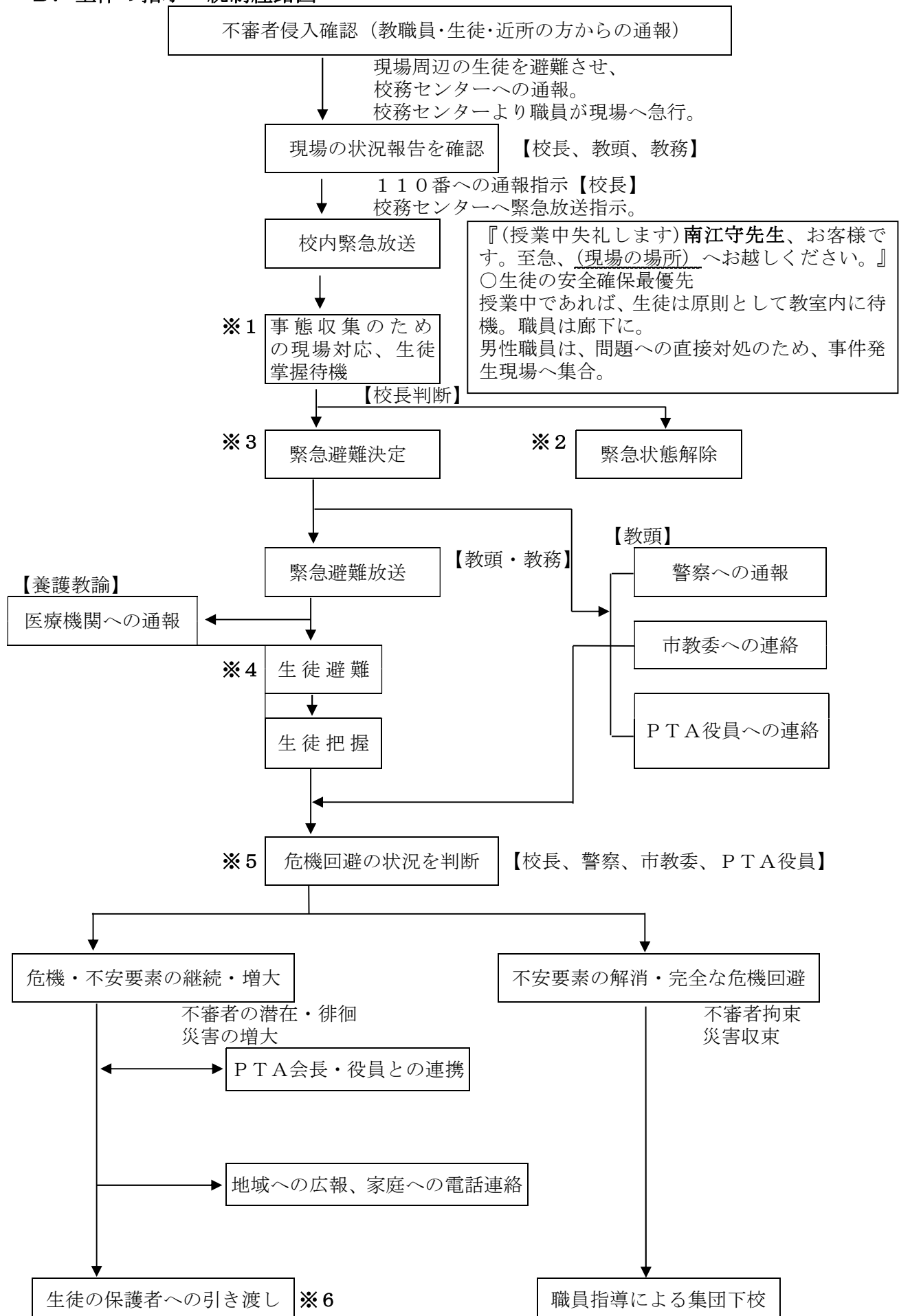
- ・校務センターへの欠席・遅刻者表示。
- ・PTA常任委員会での共通理解。
- ・警察、交通指導員の方との緊急時の交通規制と誘導打ち合わせ。

2. 緊急時の対応

A. 対応の基本的な流れ



B. 全体の指示・統制経路図



※1

①授業中の場合

職 員 の 動 き	生 徒 の 動 き
○職員はすぐに廊下へ出る。 ○各エリアで分担調整 現場対応≒生徒把握で、現場対応は男性職員になるように年長者を中心に即決。 【現場対応職員】はすぐに現場へ急行し、対応。 【生徒把握職員】は、生徒を動揺させないように配慮しながら、 ・各教室に生徒を入れ、人数確認。 (ホーム長の所持している名簿により確認) ・場合によっては、鳴り物を使用する。 その後の連絡に注意。 ・状況に応じて、教室の施錠を指示する。 ・放送内容の場所をもとに、次の緊急避難の放送があった場合の避難経路を他の職員と協議 ・その後の連絡に注意。	・指示されたとおり、すぐに自習体制。 ・各教室で、自習の体制。 ・指示により避難。

②授業中以外の場合

職 員 の 動 き				生 徒 の 動 き	
○ 職員はすぐに担当場所へ急行					
国語エリア	宮嶋	メディアセンター	藤田		
社会エリア	山崎	アリーナ	勝木		
数学エリア	廣澤	エントランス	武澤 梅田		
理科エリア	乾	保健室	野坂 大久保		
英語エリア	家山	校務センター	加藤	→ メガホン等の持ち出し準備	
葉っぱエリア	豊田 畑中	グラウンド	山口		
現場対応＝教頭・村上					
○ 臨時避難場所を決定し、生徒を誘導				・ その階にいる先生の所へ集合。	
・ 口を閉じさせ、しゃがませる。				・ 口を閉じてしゃがむ。	
・ 動揺をおさめ、待機。				・ 先生の指示に従う。	
・ 状況によっては、すぐに移動の場合もある。					
・ 周囲の教室、廊下の確認。					
・ 放送内容の場所をもとに、次の緊急避難の放送があった場合の避難経路を判断しておく。					
・ その後の連絡に注意。					

※2 対応解除を校務センターへ連絡

『申し訳ありません、お客様がお帰りになりました。』

※3 近くの内線電話から、緊急避難の指示

『生徒のみなさんに連絡します。生徒のみなさんは、すぐに〇〇に避難してください。』

○同時に、携帯電話により、警察への通報。

○学校長は、避難場所へ移動。他の現場対応職員は、そのまま対応を続ける。

※4 避難場所での生徒確認と安全確保

○学級担任は学級名を確認し、生徒に整列場所を指示する。

○各学級で生徒確認。

・生徒数の確認をする。

・担任が現場対応している学級については、副担任・無担任が担当する。

※避難場所に、教頭、教務主任、生徒指導が居ない場合も考えられる。

その場合には、学年主任が総括を代行する。

ただし、校長は全体の総括、判断者であるため、連絡を密にする。○不明生徒がいた場合には、すみやかにメガホンで呼び出す。それでもいない場合には、必ず総括者に告げた上で、指示に従う。

※5 避難後の対応について

○危機回避の判断は、校長・PTA会長・市教委・警察署の協議と情報をもとに決定。

○不安要素の解消、危機回避が判断された場合

・生徒は全員教室に入室。

・生徒に理解できる範囲で、正確な情報を生徒にも伝える。また、状況に応じて、可能な限り文書によって、各家庭へも正確な情報を提供するよう心がける。

・状況によっては、時程・日課の変更を伝える。

・生徒の精神的な動揺を配慮して、原則として集団下校、場合によっては職員が引率して下校。（PTA、警察等にも出来る限りの協力を依頼する。）

○危機的状況継続

※生徒の保護者への完全な引き渡しを決定。

保護者不在の場合は、学校に留め置き、安全確保に努める。

○けが人等がいる場合

・救急車を要請し、必ず付き添いをする。

・複数のけが人が出た場合、救急車要請の際に必ず人数等を報告すること。

・生徒の場合は、保護者に連絡し、搬送先の医療施設へ来てもらう。

※6 生徒の保護者への引き渡し手順

○すぐに、グラウンドに本部を設置 【校長、PTA会長】

○雨天の場合には、体育館を使用。全ての出入り口を開放。

※原則として徒歩での来校を促すが、自家用車での来校者のために、学校近くに駐車場を確保。

3. 校外での不審者、事件、災害等への対策

(1) 緊急下校時の視点① 《学校長が独自に判断する場合》

＝ 緊急事由の定義 ＝

- ◇不審者等による生徒の身体・生命に関わる場合
- ◇犯罪等の発生により直接的・間接的に生徒に影響が懸念される場合
- ◇台風や大雨等の風水害、大雪などにより、下校時の安全確保が必要な場合

ポイント 平素の万全な準備が危機を救う！

情報例とルート

- 事件、不審者徘徊、台風等自然災害の予想
(※ 正確な情報把握)
- 情報は、警察、教育委員会、地域、保護者、生徒、インターネット等から入る。

- ・各方面に問い合わせ、確実な情報かを確認し、状況を全教職員がみることができる校務センターの掲示板に記載し整理する。
- ・危険の程度を的確に判断する。
- ・教育委員会より、指示があれば従う。
- ・教職員への伝達を含む以後の素早い対応を検討する。

授業中の場合

- ・各教室に状況説明をするとともに、次の行動を指示する。
- ・グラウンド、体育館の場合は、教職員が直接伝令する。
- ・自習クラスには、校務センターにいる教職員が必ず入る。

休み時間の場合

- ・校内放送で担任の先生方を校務センターに集める。
- ・事態を周知徹底し、指示する。
(議論はしない。)
- ・この間、担任以外は校舎内を巡回する。
緊急を要する場合は生徒を教室に戻し、点呼確認する。

(原則として生徒を動かさない)

(状況の変化により)

警察、教育委員会へ電話連絡し、警備を要請する。

緊急に一斉下校させる場合

- ・保護者およびPTA役員に連絡を入れる。
- ・余裕があれば「お知らせ」等を配布する。
- ・教職員は、通学路の安全を確認する。
- ・保護者不在の場合は、学校に留め置く。
(緊急下校時の視点②を参照)

授業を継続し一斉下校する場合

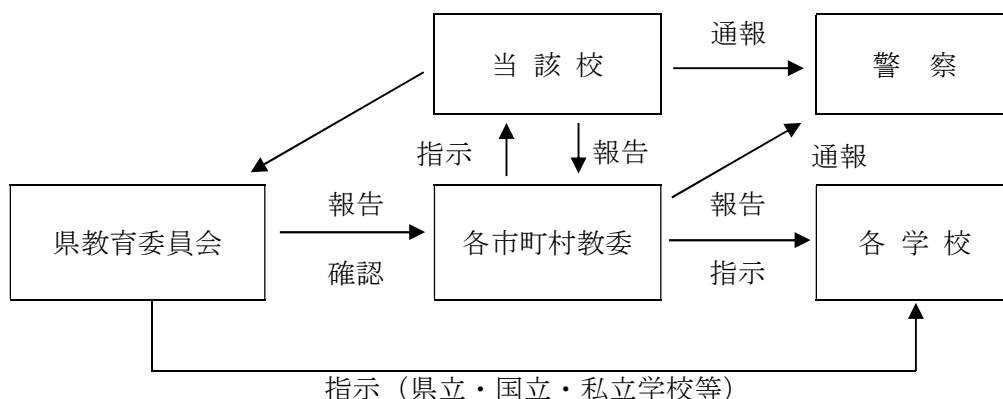
- ・教育委員会に措置を報告するとともに、学校長をはじめ各エリアの代表の教員はハンドマイク等を携行し、校舎内外を巡回する。
- ・保護者への「お知らせ」等を配布する。

(2) 緊急下校時の視点② 《教育委員会から緊急指示がでた場合》

＝想定される緊急指示＝

- ◇校区内や隣接地域に挙動不審者等が潜在および徘徊している可能性があり、下校等の安全確保が必要な場合
- ◇台風や大雨等の風水害、大雪などにより、下校時の安全確保が必要な場合

◎緊急事由発生（校区内・隣接地域）



連絡方法 防 災 無 線 の 使 用 あるいは 電話／FAX

危険度合	緊急対応の視点
Aレベル	○次の指示があるまで学校の管理のもと、生徒は学校で待機 ○部活動・係活動等の中止 ○PTA役員の臨時招集（携帯電話持参の依頼） 《緊急下校が危険である場合》 ○保護者連絡（緊急迎いの依頼） ○保護者不在の場合は、連絡が取れるまで学校待機 ○教職員による安全確保 ○事後措置について教育委員会へ連絡（各市町村教委は県教委へ）
Bレベル	○教職員による通学路の安全確保 ○部活動・係活動等の中止 ○生徒の人員確認と下校指導（下校時の注意事項） ○保護者への一斉下校への協力依頼 ○緊急一斉下校 ・教職員の複数体制による ・携帯電話等の連絡方法の確保 ・平素からの緊急下校指導 ○教職員とPTAとの協力による通学路、現地での指導 ○完全下校確認 ○事後措置について教育委員会へ連絡（各市町教委は県教委へ）
Cレベル	○学校長判断による対応 ○事後措置について教育委員会へ連絡（各市町教委は県教委へ）

学校外での活動中の対応

- ・事件事故の際の役割分担を決めておく。生徒の中で負傷者が出た場合は、誰がどこに搬送されているか確実に把握しておく。
- ・全体指導者が常時使用できる連絡手段（携帯電話等）を持っていること。
- ・教育委員会より指導主事等、学校より教員を緊急に現場へ派遣すること。

(3) 負傷者が出た場合の視点

- ポイント 1 安易な判断は禁物、二次災害につながる！
2 保護者との細かな相互連絡、連携がポイント！

複数の教職員による対応

- ・負傷者、発症者の人数、クラス、氏名、状況を確認する。
- ・負傷部位によっては動かさないこと。
- ・状況によっては応急処置をほどこす。（止血法、心肺蘇生法等）

負傷者搬送

- ・緊急時には、救急車で搬送する。
- ・保健室に搬送後、養護教諭の判断に委ねる。
- ・校長に報告し、担任に連絡する。

現場の安全確保と維持

- ・周囲の生徒から事情を聞き、記録する。
- ・周辺の生徒の安全確保に努める。

- ・生徒に服薬、アレルギー等の注意事項がないか、保健調査票等でチェックする。

救急車で搬送

- ・保護者へ連絡する。搬送先がわからないときは、自宅か職場で、保険証持参で待機してもらう。
- ・生徒に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話確認する。

学校での搬送

- ・搬送前に家庭に連絡し、簡単な事情説明と指定の病院等を聞く。
- ・保険証をもって病院に来てもらうように連絡する。
- ・生徒に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話連絡する。

(※ 保護者が来るまで養護教諭、担任は病院で待機)

- ・医師より状態の説明を受ける。
- ・保護者とともに担任、養護教諭が同席することが望ましい。

- ・帰校し、校長および教頭に報告する。
(※ 必要があれば管理職も見舞う)
- ・養護教諭は、対応状況等を記録しておく。

※ 家庭訪問等でていねいな事後指導を！

(4) 侵入者により火災が発生した場合の視点

ポイント パニック・混乱がいちばんの壁！

《平素からの訓練》

- ・ 出火場所を数カ所想定しての避難訓練を実施しておく。
- ・ 平素から最終避難口や階段周りなど校舎内の障害物を撤去しておく。
- ・ 炎ならびに煙対策を講じておく。
- ・ 多数の負傷者に対応できるように訓練する。
- ・ 消防車、救急車と交錯しないような避難経路の確保に努める。
- ・ 平素から消火器の所在、使い方を全員熟知しておく。
- ・ 持ち出し書類等を確認しておく。
- ・ 教職員は、一人でもエリア全体を避難移動させられるよう訓練する。

火 災 発 生

- ・ 消防署へ連絡、出動要請を行う。
- ・ 教育委員会へ連絡する。
- ・ 教職員による初期消火活動開始
- ・ 生徒を出席簿で確認する。
- ・ 生徒の避難準備をする。
- ・ 最も安全なルートと避難場所を決定する。

※ 救急車を要請する際に、
複数の負傷者がいる場
合には人数を必ず連絡
すること。

《初期消火成功》

- ・ 生徒を教室へ入れ、担任が状況説明し、
混乱を静める。
- ・ 火災場所の現状維持に努める。
- ・ 放火の疑いがあれば、エリアの教員の
代表1名ずつが校内の巡視に回る。

平 常 に 戻 り 授 業 継 続

《初期消火失敗》

- ・ 避難の放送を入れる。
- ・ あわてずに誘導する。

避難場所で

- ・ 点呼、確認、報告をする。
- ・ 負傷者の確認をする
- ・ 負傷者が複数いる場合は、学年、クラス、
氏名を把握する。
- ・ 搬送先の病院へ付き添う。

- ・ 授業継続か一斉下校かを判断する。
- ・ 教職員への指示徹底を図る。

- ・ 教育委員会へ報告する。
- ・ 保護者へ説明する。
- ・ 報道機関への対応を行う。（窓口一本化）

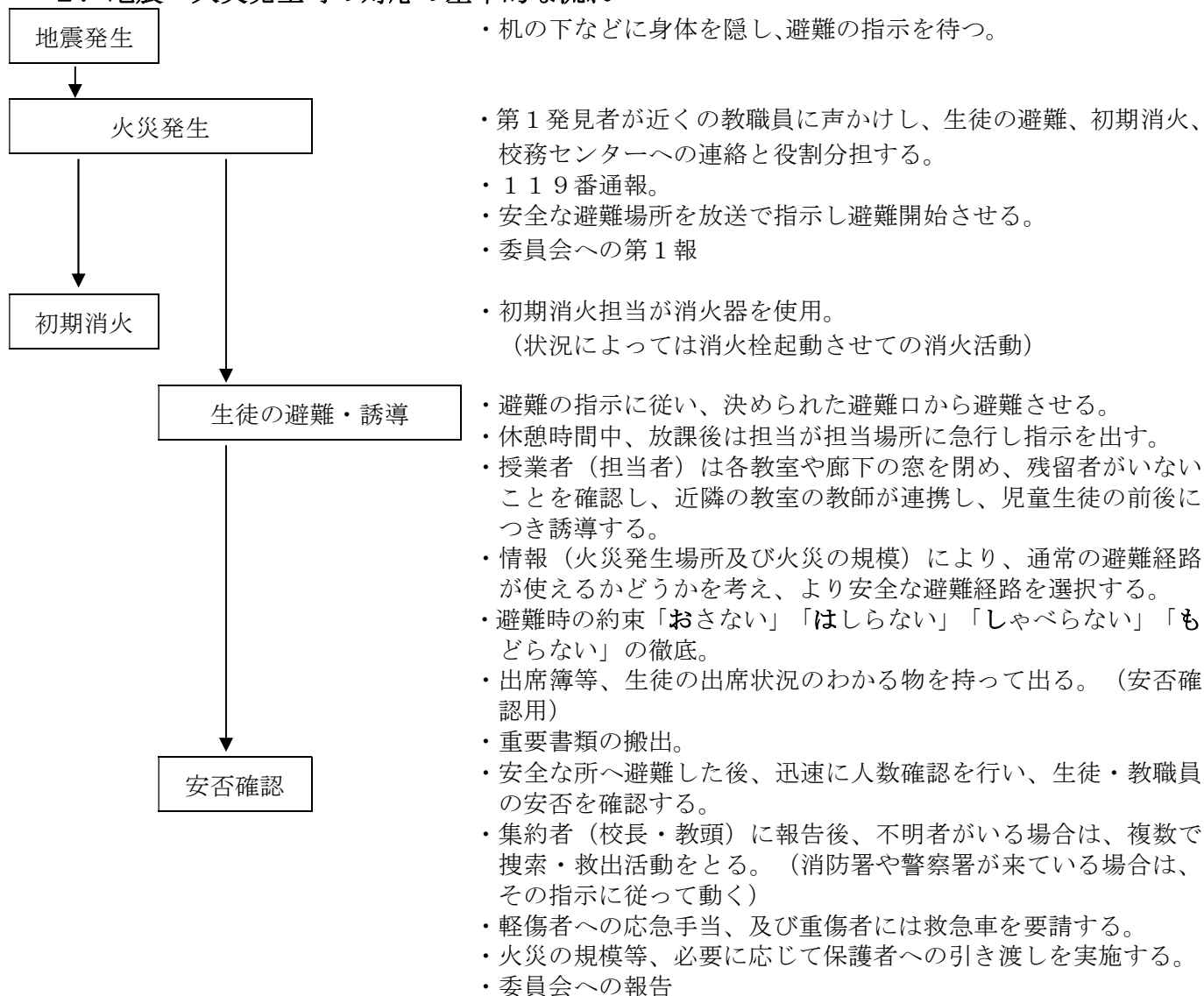
※ 事後指導も忘れずに行う

Ⅱ. 地震・火災発生時の対応マニュアル

1. 日常の対応

- (1) 機会をとらえて火の取り扱いについて指導するとともに、避難訓練を実施し防災リテラシーの育成にあたる。
- (2) 日頃より防火器具等の点検整備に心がけ、避難口、消火栓前、防火シャッター・扉付近に家具等を置かないようにするとともに、火災発生時対応の役割を明確にしておく。

2. 地震・火災発生時の対応の基本的な流れ



3. 地震発生後の下校体制

- ・「震度5強」以上の地震の場合、生徒は学校待機とし、安全確認後、保護者の迎えにより下校させる。
- ・災害進行中においては原則引き渡しを行わない。

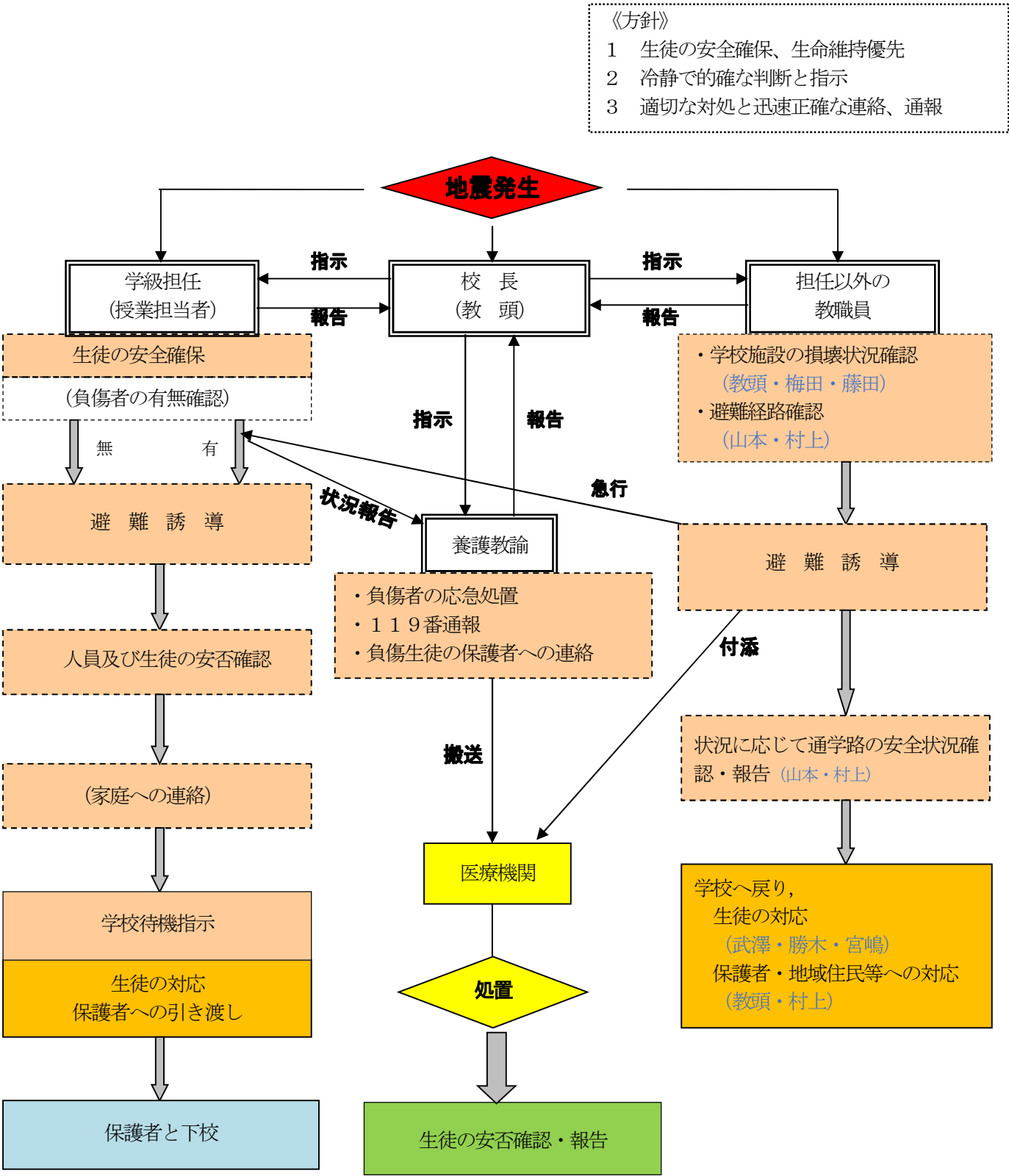
4. 事後対応

学校の早期再開に向けて

- (1) 生徒への対応……心身の健康状況や学用品不足等の調査
- (2) 施設、備品等への対応……被害状況調査(警察との連携)、後片付け、学習場所確保

○大規模地震発生時の対応マニュアル

(1) 教育活動中における大規模地震発生時（震度5強以上）の対応、救急及び緊急連絡体制



◇教職員の役割及び行動

(1) 校長（教頭）

【主な役割】

全体の統括、避難誘導の指示、学校施設及び児童生徒の状況把握、教育委員会との対応、報道機関との対応など

【地震発生後の行動】

- ①災害の状況を確認し、避難誘導を指示する。
- ②負傷者の有無を確認し、下記のことについて指示する。
 - ・負傷者への対応と応急処置
 - ・救急車及び医療機関への連絡
 - ・負傷者の保護者への連絡
- ③避難誘導後、人員の確認を指示する。
- ④地震の大きさの把握を行い、次の対応に備える。（震度5強以上を確認したい）
- ⑤学校待機の指示をし、待機場所への誘導を指示する。
- ⑥各家庭へ学校への迎えの依頼についての連絡をするよう指示する。
- ⑦災害状況に応じて通学路の安全確認を行うよう指示する。
- ⑧保護者への確実な引き渡しを行うよう指示する。
- ⑨必要に応じて、教育委員会や報道機関などへ連絡、報告を行う。

(2) 学級担任（授業担当者）

【主な役割】

生徒の安全確保、避難誘導、負傷者の確認、家庭への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①生徒に対して、机の下にもぐるなど、余震が収まるまでその場から動かないよう冷静に指示する。
- ②校長の指示により、指定された避難場所へ避難誘導する。
なお、負傷者がいた場合には、職員室へ状況を報告するとともに、負傷者対応部隊が来るまでその場にいて他の生徒に避難の指示を行う。必要に応じて応急処置を行う。
- ③避難後の人員確認を行い、校長に報告する。
- ④校長の指示により、生徒を待機場所へ誘導し、保護者が迎えに来るまで安全に待機させる。
- ⑤校長の指示により、各家庭へ迎えの依頼についての連絡を行う。
- ⑥学校で待機している生徒の対応にあたり、保護者へ確実に引き渡す。

(3) 担任以外の教職員

【主な役割】

避難経路の確認、生徒の安全確保、避難誘導、負傷者への対応、通学路の安全確認、下校指導など

【地震発生後の行動】

（災害状況に応じて）

- ①学校施設の損壊状況や避難経路の安全確認を行う。
- ②負傷者がいた場合には、現場へ急行し、負傷者を避難誘導する。必要に応じて応急処置を行う。
- ③負傷者が医療機関へ行く場合、付添をする。負傷者の状況を随時、校長に報告する。
- ④生徒が避難後、校長の指示により、通学路の安全確認（災害状況に応じて）を行い、状況を校長に報告する。
- ⑤学校へ戻り、生徒や保護者、地域住民等の対応にあたる。

(4) 養護教諭

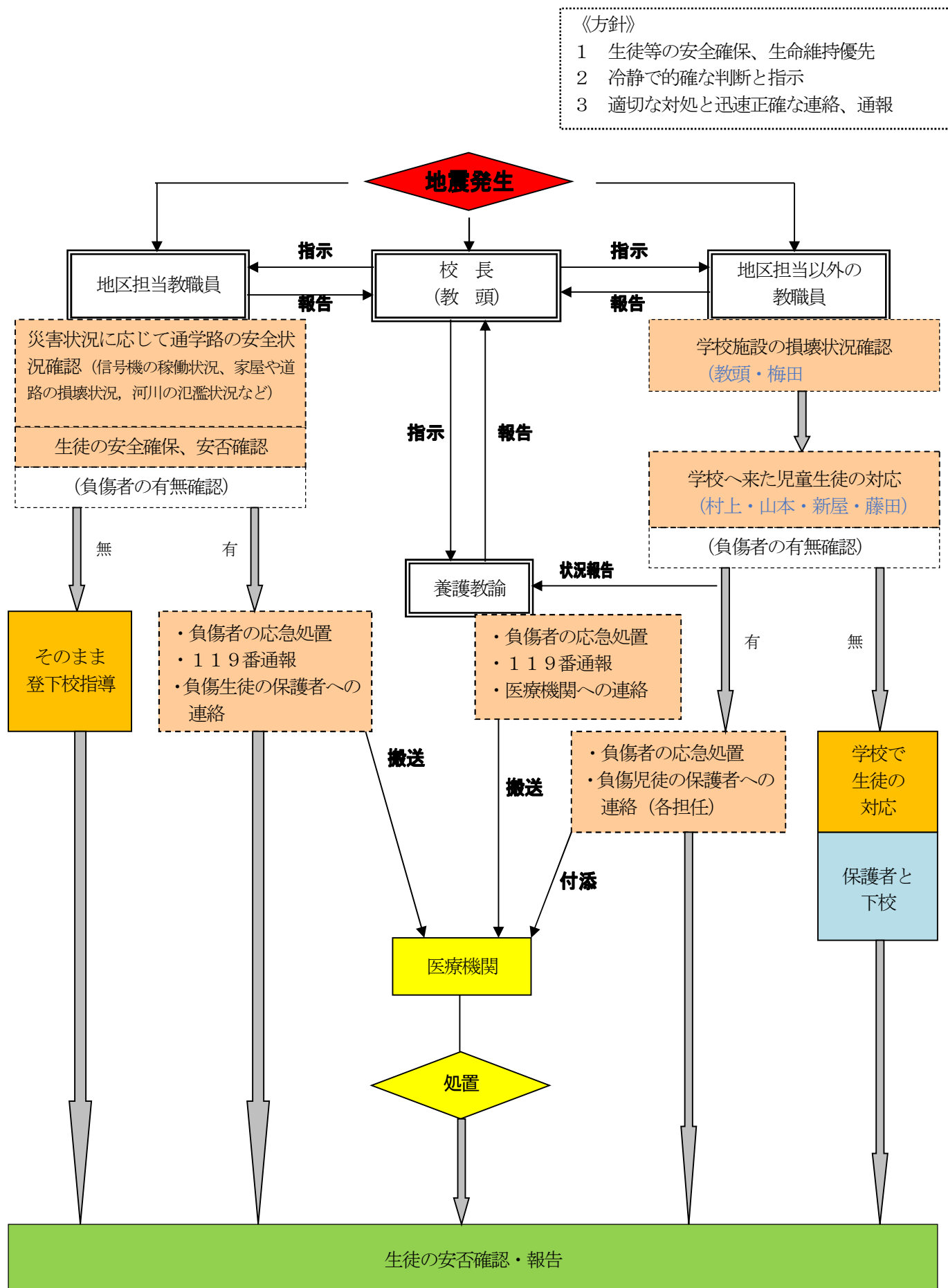
【主な役割】

負傷者への応急処置、負傷者の状況報告、救急車の要請、医療機関への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①負傷者の状況を把握し、校長に報告するとともに、必要に応じて救急車の要請や医療機関への連絡を行う。
- ②負傷者の保護者へ連絡し、状況を伝えるとともに、負傷者のもとへ行くよう依頼する。
- ③避難後、負傷者の応急処置をする。
- ④生徒の心身の健康状態を把握する。

(2) 登下校中における大規模地震発生時（震度5強以上）の対応、救急及び緊急連絡体制



◇教職員の役割及び行動

(1) 校長（教頭）

【主な役割】

全体の統括、避難誘導の指示、学校施設及び生徒の状況把握、教育委員会との対応、報道機関との対応など

【地震発生後の行動】

- ①災害の状況を確認し、地区の巡回（災害状況に応じて）と学校施設の安全点検を指示する。
- ②負傷者の有無を確認し、下記のことについて指示する。
 - ・ 負傷者への対応と応急処置
 - ・ 救急車及び医療機関への連絡
 - ・ 負傷者の保護者への連絡
- ③避難誘導、人員の確認を指示する。
- ④通学路の安全確認（災害状況に応じて）を行うよう指示する。
- ⑤学校の対応について保護者へ連絡をするよう指示する。
- ⑥下校指導の指示をする。
- ⑦下校後、生徒が無事に帰宅できたかの確認を行うよう指示する。
- ⑧必要に応じて、教育委員会や報道機関などへ連絡、報告を行う。

(2) 地区担当教職員

【主な役割】

生徒の避難誘導、負傷者の確認、家庭への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①（担当する地区を巡回（災害状況に応じて）し、生徒の安全確認と通学路の安全確認をする。）
- ②校長の指示により、指定された避難場所等へ避難誘導する。

なお、負傷者がいた場合には、職員室へ状況を報告するとともに、負傷者対応部隊が来るまでその場にいて他の生徒に避難の指示を行う。必要に応じて応急処置を行う。
- ③避難後の人員確認を行い、校長に報告する。
- ④校長の指示により、各家庭へ下校についての連絡を行う。
- ⑤下校後、生徒が無事に帰宅できたかの確認を行い、校長に報告する。

(3) 地区担当以外の教職員

【主な役割】

避難経路の確認、生徒の避難誘導、負傷者への対応、通学路の安全確認（災害状況に応じて）、下校指導など

【地震発生後の行動】

- ①学校施設の損壊状況や避難経路の安全確認を行う。
- ②負傷者がいた場合には、現場へ急行し、負傷者を避難誘導する。必要に応じて応急処置を行う。
- ③負傷者が医療機関へ行く場合、付添をする。負傷者の状況を随時、校長に報告する。
- ④生徒が避難後、通学路の安全確認（災害状況に応じて）を行い、状況を校長に報告する。

（学校で待機している生徒の対応にあたり、待機児童生徒がいない場合は、下校指導にあたる。）
- ⑤通学路の安全が確保され、生徒が下校となった場合、そのまま下校指導を行う。

通学路の安全が確保されず、生徒が学校待機となった場合、学校へ戻り、生徒の対応にあたる。（必要に応じて下校指導を行う。）

(4) 養護教諭

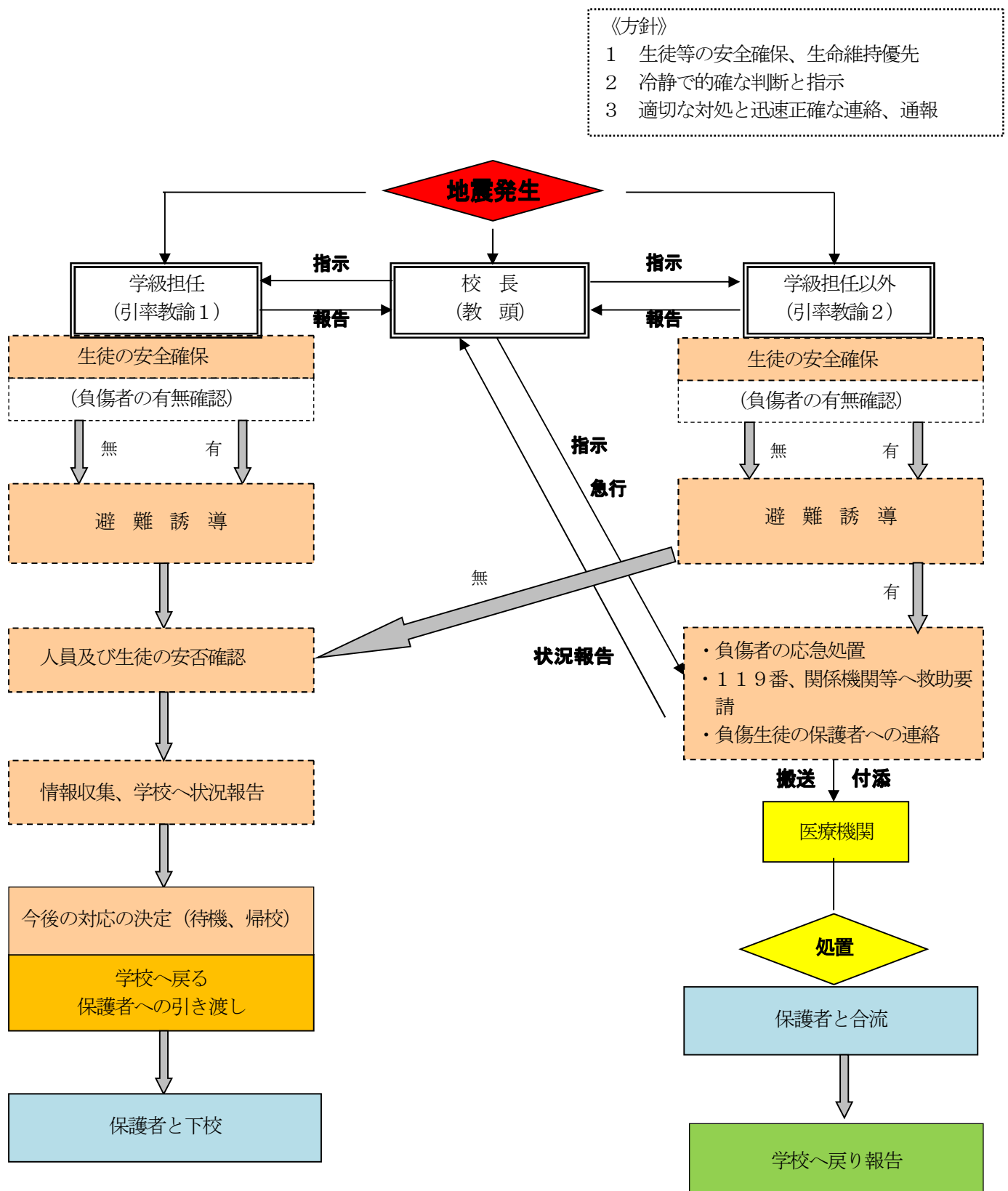
【主な役割】

負傷者への応急処置、負傷者の状況報告、救急車の要請、医療機関への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①負傷者の状況を把握し、校長に報告するとともに、必要に応じて救急車の要請や医療機関への連絡を行う。
- ②負傷者の保護者へ連絡し、状況を伝えるとともに、負傷者のもとへ行くよう依頼する。
- ③避難後、負傷者の応急処置をする。
- ④生徒の心身の健康状態を把握する。

(3) 校外活動中における大規模地震発生時（震度5強以上）の対処、救急及び緊急連絡体制



◇教職員の役割及び行動

(1) 校長（教頭）

【主な役割】

現地情報の収集、避難誘導の指示、生徒の状況把握、教育委員会との対応、報道機関との対応など

【地震発生後の行動】

- ①災害の状況を確認し、避難誘導を指示する。
- ②負傷者の有無を確認し、下記のことについて指示する。
 - ・負傷者への対応と応急処置
 - ・救急車及び医療機関、地元の関係機関への連絡
 - ・負傷者の保護者への連絡
- ③避難誘導後、人員の確認を指示する。
- ④地震の大きさの把握を行い、次の対応に備える。（震度5強以上を確認したい）
- ⑤（各家庭へ学校への迎えの依頼についての連絡をするよう指示する。）
- ⑥必要に応じて、現地へ教員を派遣する。
- ⑦今後の対応を決定する。（待機、帰校）

(2) 学級担任（引率教諭）

【主な役割】

生徒の安全確保、避難誘導、負傷者の確認、学校への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①生徒に対して、安全な場所に身を寄せるなど、余震が収まるまでその場から動かないよう冷静に指示する。
交通機関利用時は、乗務員の指示に従う。
- ②揺れがおさまるのを待って、安全な場所へ避難誘導する。
なお、負傷者がいた場合には、他の引率教諭と連携して応急処置を行う。
- ③避難後の人員確認を行い、校長に報告する。
- ④校長の指示により、生徒を待機場所へ誘導し安全に待機させる。
- ⑤学校へ状況を報告し、今後の対応（待機、帰校）の指示に従う。

(3) 担任以外の引率

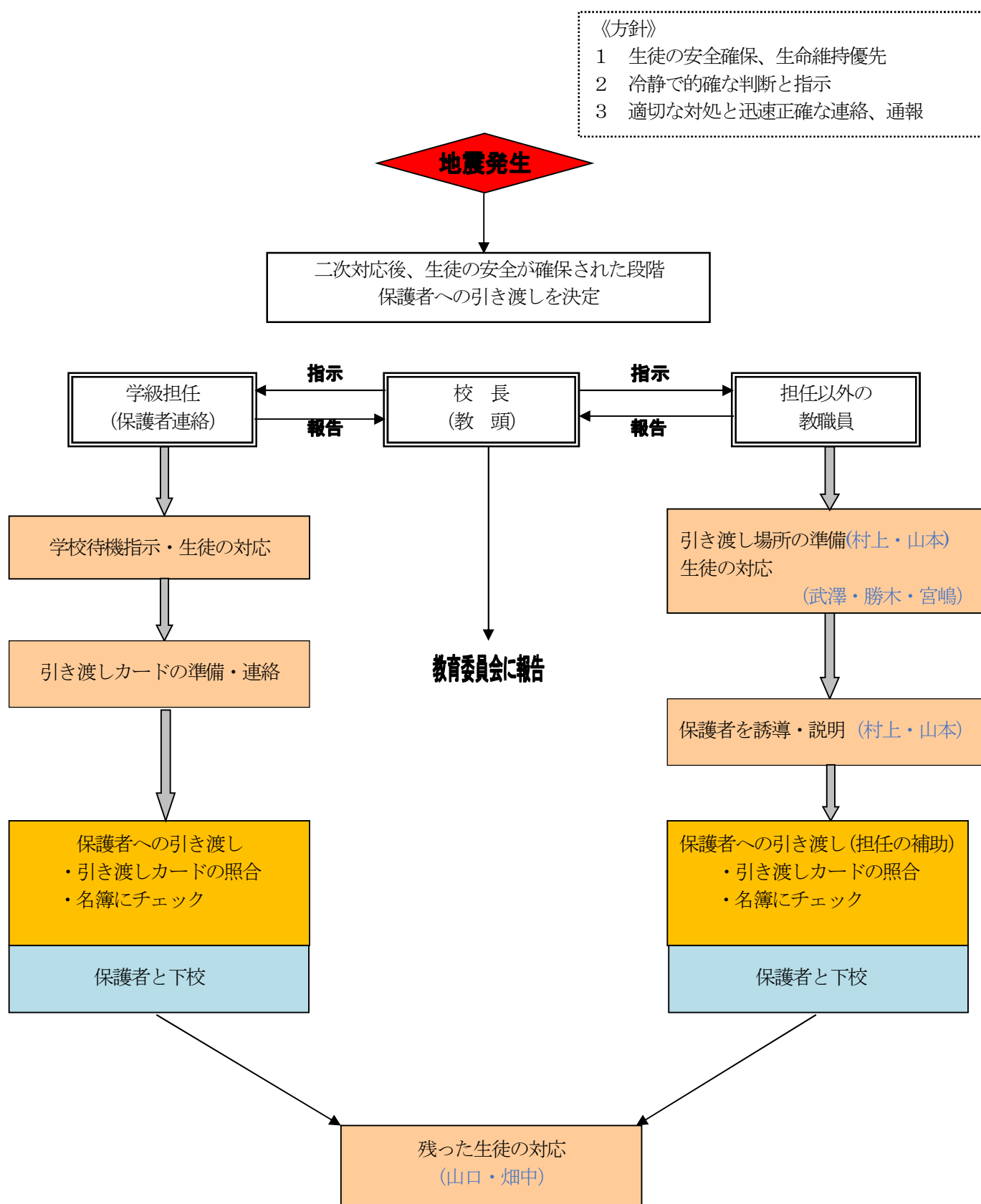
【主な役割】

生徒の安全確保、避難誘導、負傷者への対応、救急車の要請、負傷した保護者への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①生徒に対して、安全な場所に身を寄せるなど、余震が収まるまでその場から動かないよう冷静に指示する。
交通機関利用時は、乗務員の指示に従う。
- ②揺れがおさまるのを待って、安全な場所へ避難誘導する。
- ③負傷者がいた場合には、負傷者を避難誘導する。必要に応じて応急処置を行う。
- ④負傷者が医療機関へ行く場合、付添をする。負傷者の状況を随時、保護者、校長に報告する。
- ④搬送医療機関で、（教頭）、（保護者）と合流する。
- ⑤学校へ戻り、生徒や保護者、地域住民等の対応にあたる。

(4) 大規模地震発生時（震度5強以上）の保護者への引き渡しの流れ



◇教職員の役割及び行動

(1) 校長（教頭）

【主な役割】

全体の統括、学校施設及び生徒の状況把握、引き渡しの判断、教育委員会との対応、報道機関との対応など

【二次避難後の行動】

- ①地震の大きさの把握を行い、次の対応に備える。（震度5強以上を確認したい）
- ②学校待機の指示をし、待機場所への誘導を指示する。
- ③各家庭へ学校への迎えの依頼についての連絡をするよう指示する。
- ④災害状況に応じて通学路の安全確認を行うよう指示する。
- ⑤保護者への確実な引き渡しを行うよう指示する。
- ⑥必要に応じて、教育委員会や報道機関などへ連絡、報告を行う。

(2) 学級担任（授業担当者）

【主な役割】

生徒の安全確保、避難誘導、家庭への連絡、確実な引き渡しなど

【二次避難後の行動】

- ①校長の指示により、生徒を待機場所へ誘導し、保護者が迎えに来るまで安全に待機させる。
- ②校長の指示により、各家庭へ迎えの依頼についての連絡を行う。
- ③学校で待機している生徒の対応にあたり、保護者へ確実に引き渡す。
- ④保護者等の迎えが困難な児童生徒の対応にあたる。

(3) 担任以外の教職員

【主な役割】

避難経路の確認、生徒の安全確保、避難誘導、引き渡し場所等の準備、保護者の誘導、保護者への説明など

【二次避難後の行動】

- ①学校施設の損壊状況や避難経路の安全確認を行う。
- ②校長の指示により、引き渡し場所の開設・準備を行う。
- ③校長の指示により、保護者の誘導、保護者への説明にあたる。
- ④引き渡しの際、担任の補助にあたる。
- ⑤保護者等の迎えが困難な生徒の対応にあたる。

(4) 養護教諭

【主な役割】

保護者の迎えが困難な生徒の心のケアなど

【二次避難後の行動】

- ①生徒の心身の健康状態を把握する。
- ②待機が長時間に及ぶ場合、不安を訴える生徒の心のケアに努める。

○引き渡しカードの活用

生徒の引き渡しを円滑に行うため、「引き渡しカード」を学校で保管し活用する。

生徒引き渡しカード

【 月 日 時 分】

生徒氏名	年 組 氏名	年 組 氏名	年 組 氏名
住 所	保護者名		
受取人	【続柄】		
立会職員		引き渡し場所	

Ⅲ. 竜巻・局地的大雨・土砂災害

・弾道ミサイル発射への対応マニュアル

1. 日常の対応

- (1) 屋外での学校行事などの教育活動においては、日頃から気象情報を確認するとともに、天気の急変などの場合には迷うことなく計画の変更・中断・中止等の措置を講ずることにより、生徒の安全を確保する。
- (2) 日頃より積乱雲が近づく兆しを感じたら、危険な場所から離れる、頑丈な建物にしばらく避難するなど「自分の身は自分で守る」ことを指導し、生徒の安全に対する意識を高める。

2. 竜巻・局地的大雨・土砂災害・弾道ミサイル発射時の対応の基本的な流れ

(1) 生徒在校時

- ① 竜巻・局地的大雨・土砂災害・弾道ミサイル発射注意情報
 - ・外にいる者は校舎内、教室へ移動する。
 - ・窓、カーテンを閉める。
- ② 竜巻・局地的大雨・土砂災害発生時・弾道ミサイル発射時
 - ・机の下などに身体を隠し、頭と首を守る。
 - ・生徒の避難行動を確認する。
- ③ 竜巻・局地的大雨通過。土砂災害時・弾道ミサイル通過、着弾時
 - ・安全な所へ避難した後、迅速に人数確認を行い、生徒の安否、被害状況を確認する。
 - ・集約者（校長・教頭）に報告後、不明者がいる場合は、複数で捜索・救出活動をとる。
 - ・負傷者への応急手当を行う。
 - ・委員会への報告。
 - ・メール配信による情報提供。
 - ・学校周辺の安全確認後、通常下校もしくは保護者の迎えによる下校。

(2) 生徒登下校時

- ① 竜巻・局地的大雨・土砂災害・弾道ミサイル発射注意情報
 - ・登下校前に注意情報が発令された場合は、生徒は、自宅または学校で待機する。
 - ・登下校中には、安全な場所へ避難したり、近くの人に助けを求めたりする。
- ② 竜巻・局地的大雨・土砂災害発生時・弾道ミサイル発射時
 - ・自らの身を守れる場所で、安全を確保する。
- ③ 竜巻・局地的大雨通過。土砂災害時。弾道ミサイル通過、着弾時。
 - ・登下校中の場合、学校か自宅へ安全に戻れる方に行く。自宅に戻った場合は、学校へ連絡する。
 - ・生徒の安否、被害状況を確認する。
 - ・委員会への報告。
 - ・メール配信による情報提供。
 - ・学校周辺の安全確認後、通常下校もしくは保護者の迎えによる下校。

(3) 校外行事

- ① 竜巻・局地的大雨・土砂災害・弾道ミサイル発射注意情報
 - ・安全な場所へ直ちに避難する。
- ② 竜巻・局地的大雨・土砂災害発生時・弾道ミサイル発射時
 - ・机の下などに身体を隠し、頭と首を守る。
 - ・生徒の避難行動を確認する。
- ③ 竜巻・局地的大雨通過。土砂災害時。弾道ミサイル通過着弾時。
 - ・生徒の安否、被害状況を確認し、状況を学校へ報告する。被害状況により、消防、救急へ連絡する。
 - ・集約者（校長・教頭）に報告後、不明者がいる場合は、複数で捜索・救出活動をとる。
 - ・負傷者への応急手当を行う。
 - ・家庭への連絡、委員会へ状況説明。
 - ・メール配信による情報提供。

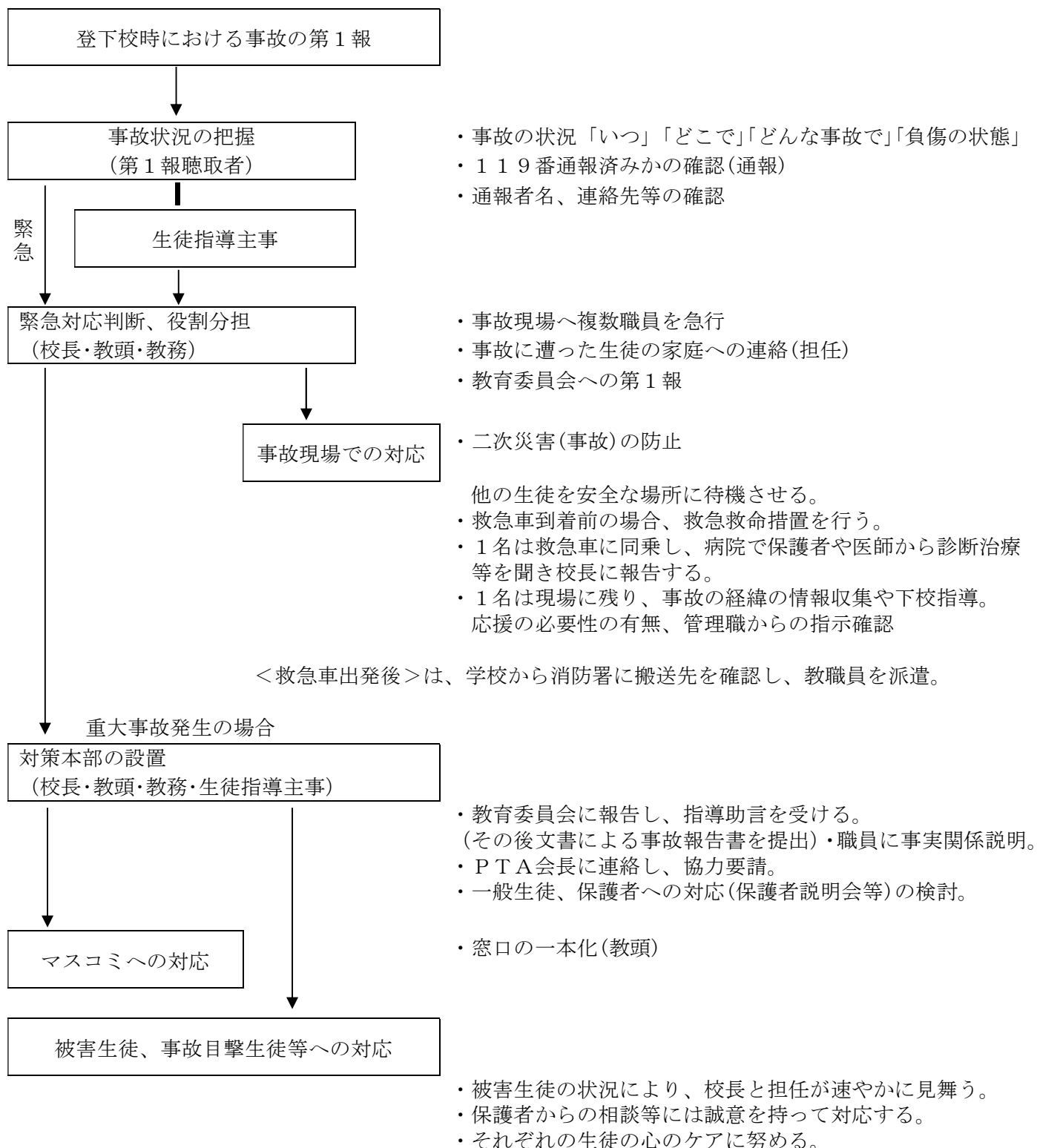
IV. 交通事故対応マニュアル

1. 日常の対応

- (1) 機会をとらえて、生命尊重の教育並びに交通安全教育を推進する。
- (2) 登校街頭指導、校下下校指導を通して、生徒の通学の様子を確認指導し、生徒の安全に対する意識を高める。

○登校指導場所：①至民中北交差点②種池交差点③種池交差点南農道入口

2. 事故発生時の対応の基本的な流れ

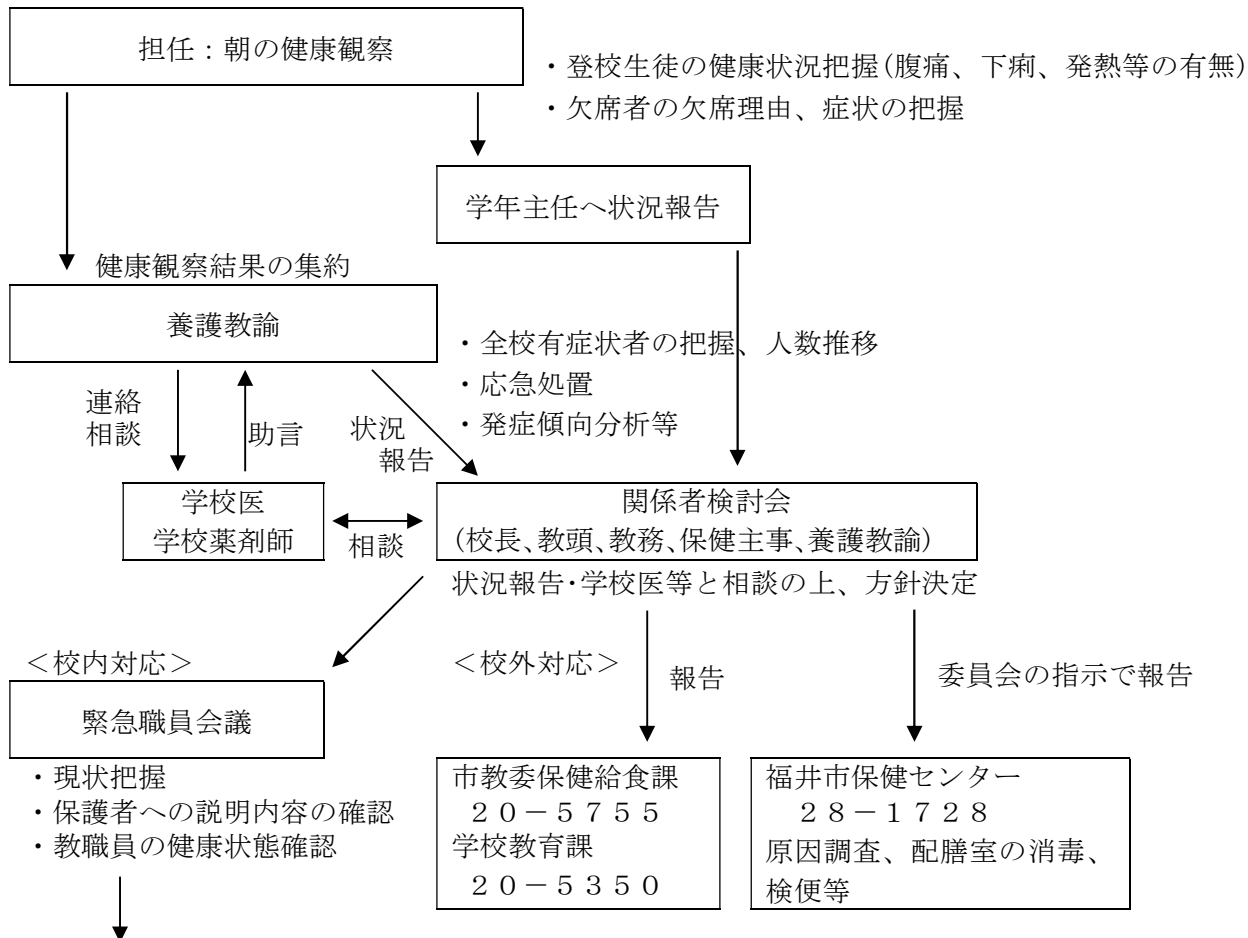


V. 感染症や食中毒が疑われる場合の初期対応マニュアル

1. 日常の対応

- (1) 機会をとらえて、給食前の手洗い、マスク着用等の衛生指導の徹底を図る。
- (2) 日々の健康観察を丁寧に実施させ、自己の健康管理に心がけさせる。

2. 食中毒が疑われる場合の対応の基本的な流れ



○出席生徒とその保護者への連絡

- ・生徒には臨時の授業カットや給食停止の印刷物を持たせ下校指導
- ・保護者には連絡・・・食中毒の可能性の説明と給食がないことなど

○欠席生徒への対応

- ・担任が即日見舞(入院していなくても)
症状を案じ、事情・状況説明。未受診の際は受診を依頼する。

PTA臨時役員会議

- ・実情と学校の対応説明
- ・臨時保護者会についての検討

臨時保護者会

- ・校長：遺憾の意表明、実情と学校の対応説明
- ・委員会：経過と今後の対応について
- ・校医：原因菌、治療看護方法、予防の仕方等説明

※マスコミへの窓口の一本化(教頭)

※共同記者会見等は委員会の助言のもと行い、予想質問に対する回答のメモを持ち校長会見

VI. インフルエンザ（様疾患）発生時の対応マニュアル

1. 日常対応

（1）予防

- ① うがい、手洗いの励行
 - ・登校時、給食前、清掃後等に必ずうがい手洗いを実施する。
 - ・手洗いは清潔なタオルで手拭きする。
 - ・自宅でも励行するよう家庭に協力を求める。
- ② 清掃の際の人が良く触れる場所の拭き取り
- ③ 咳エチケットの徹底
 - ・咳やくしゃみをする際は、ティッシュなどで口鼻を被う。
 - ・マスク着用を積極的に促す。
- ④ 教室内の換気
- ⑤ 来校者への対応
 - ・速乾性擦式手指消毒剤を設置し、手指消毒の上入校してもらう。
- ⑥ その他
 - ・登校後咳などの症状がある生徒には、給食の配膳などさせない。
 - ・保護者に対して、咳や発熱などあった場合は登校させず、医療機関を受診するように周知しておく。

（2）生徒・職員の健康状態の把握

- ① 生徒の健康管理体制の確立
 - ・毎朝、健康観察カードを記入させ、学級担任等が健康状況を把握する。
 - ・欠席者の健康状態を確認する。
 - ・欠席者が増加したとき、グラフや数表などで変化の様子を見やすくしておく。
 - ・学級・学年ごとに人数等把握しておく。
- ② 教職員の健康状態の把握

2. インフルエンザ様症状を呈する者がでた場合の対応

（1）登校後の場合

- ① 休養場所の確保
 - ・下校までの間休養できる場所を確保しておく。
- ② 保護者との連絡、医療機関受診の勧奨
 - ・受診結果の連絡をお願いしておく。

（2）欠席の場合

- ① 現在の症状とこれまでの経過を確認する。
 - ・体温、鼻汁・鼻づまり、咽頭痛、咳など症状の有無
 - ・家族等濃厚接触者の症状の有無
- ② 受診の際は、受診医療機関名、診断結果、投薬等処置の状況、出席停止の期間を確認する。
- ③ 「感染者情報システム」に入力する。福井健康福祉センター、市教委保健給食課へ

（3）学級閉鎖等の処置

- ① インフルエンザ様疾患による出席停止生徒数が学級の2割程度になった場合は、学校医に学校の状況を連絡・相談し、最終的に校長が学級閉鎖を判断する。
 - ・保健給食課に電話で一報する。
- ② 閉鎖学級生徒には、下校後の健康管理等について、学級担任や養護教諭から注意を与える。
- ③ 保護者向けに早退に関するお知らせや健康管理についてプリントを持ち帰らせ、注意を促す。
- ④ 閉鎖学級について、学級内（テーブル、椅子）、近隣トイレ等の消毒
- ⑤ 部活動単位でも、出席停止生徒が2割程度になった場合は、部活動休止とする。
- ⑥ その他、提出書類等
 - ＜出席停止が出た場合＞
 - ・「感染者情報システム」に入力する。福井健康福祉センター、市教委保健給食課へ
 - ＜臨時休業措置をした場合＞
 - ・「インフルエンザ様疾患(集団かぜ)発生報告」
 - 「感染者情報システム」に入力する。福井健康福祉センター、市教委保健給食課へ
 - ・「臨時休業申請書」(2部)
 - ・「臨時休業等による給食停止の発生報告」市教委保健給食課へ提出

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇年 〇組 保護者 各位

福井市至民中学校
校長 〇〇 〇〇

新型インフルエンザ発生による学級閉鎖について

11月に入り、本県でもインフルエンザ警報が発令され、学校閉鎖や学年閉鎖、学級閉鎖を行う学校が増加傾向にあります。

本校の〇年〇組におきましても、インフルエンザと診断された生徒が複数となり、体調不良を訴える生徒も増加傾向にあるため、学校医や関係機関との相談の結果、学級閉鎖の措置をとることになりました。

つきましては、現状をご理解いただきますとともに、ご家庭におきましても健康管理に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、12月1日（火）は中間考査2日目ですが、後日実施するなどの配慮をしますので、あらためてご連絡いたします。

記

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1. 措置学級 | 〇年〇組 |
| 2. 理由 | 新型インフルエンザによる集団感染防止のため |
| 3. 措置 | 学級閉鎖 |
| 4. 措置期間 | 12月1日（火） ～ 12月4日（金） |

5. 家庭での留意事項

- (1) 学級閉鎖期間中も毎朝検温し、体調とともに「健康観察個人カード」に記録しましょう。
 - ・学校からの健康状況の確認がありますので、その際にお伝えください。
 - ・発熱や咳などの体調の変化があった場合は、健康確認の電話を待たず、学校までご連絡ください。
- (2) 手洗い・うがいを励行しましょう。
 - ・帰宅時、食事前には石けんでの手洗い、うがいを徹底しましょう。
 - ・清潔なハンカチやタオルを使用しましょう。（家族での共用はさけましょう）
- (3) 不要不急の外出は控えましょう。
 - ・学級閉鎖の期間は、塾や習い事やスポーツ活動なども休んで、外出を控えましょう。
 - ・外出する場合は、人混みを避け、予防のためにマスクを着用することも有効です。
- (4) 十分な睡眠と栄養バランスの取れた食事をしましょう。
 - ・免疫力が低下すると、感染しやすくなったり、重症化しやすくなったりします。
 - ・規則正しい生活と栄養のある食事を心がけ、体力と免疫力を高めましょう。
- (5) 「咳エチケット」を守りましょう。
 - ・咳やくしゃみが出たら、他の人にうつさないようにマスクを着用しましょう。
 - ・マスクがない場合は、ティッシュや腕で口と鼻をおおい、顔を横に向けましょう。
- (6) インフルエンザが疑われる場合は、必ず医師の診察を受けましょう。
 - ・受診の際にはあらかじめ電話連絡し、医師の指示のもと受診してください。
 - ・かかりつけ医のない方は、下記にご相談ください。

●福井健康福祉センター（県発熱相談センター） 電話 36-1261

福井市電話相談窓口として

●福井市保健センター 電話 28-1728 8:30～17:30（平日）

●清水保健センター 電話 98-3200 8:30～17:30（平日）

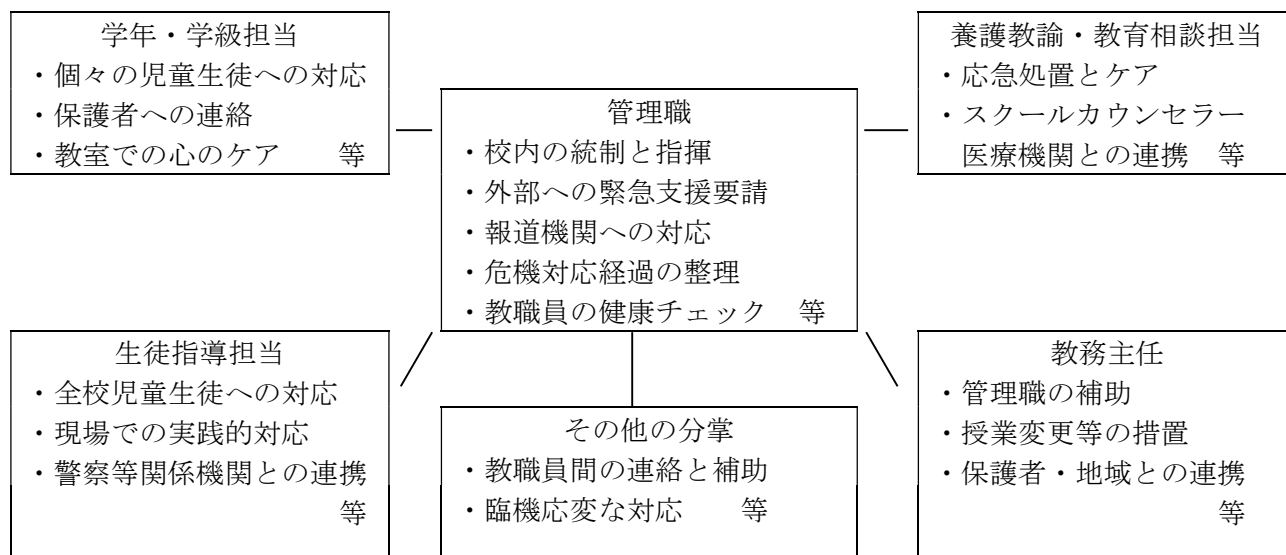
・インフルエンザの疑いや診断が出た場合は、必ず学校(35-3840)または担任までご連絡ください。

VII. 問題行動等発生時の対応マニュアル

1. 校内の組織体制と役割分担

ア 校務分掌に沿った緊急時の組織体制

- 問題行動等への対応に当たっては、校務分掌に沿った緊急時の組織体制が重要である。管理職を中心に、各分掌が迅速・的確にそれぞれの役割を果たすために、平素からの事前準備と役割確認が大切である。
- 問題行動等が発生した場合は、管理職を中心に緊急対策会議を編成して対応する。また、いじめについてはいじめ対応サポート班を編成して対応する。



○放課後主任会の実施

- ・日常とは異なる、気がかりな出来事があれば、放課後（１８：４５～１９：１５）に、管理職、生徒指導部長、学年主任、教務主任が集まり、その日の出来事についての報告会を実施し、翌日の対応や、すぐに必要な対応等について協議する場を持つ。

イ 問題行動等に備えた役割分担

管理職	☐ 年度当初、校務分掌に沿った危機対応チームを組織し、各自の役割を明確にする。その際、役職で分担せず、個々の力量を的確に判断して組織づくりを行う。 ☐ 計画的に生徒指導、教育相談体制の充実を図る。 ☐ 教職員の緊急連絡網を整備するとともに関係機関との緊急連絡体制を整備し、平時から連携を図る。 ☐ 危機対応に係る教職員用資料を作成・配付し、平時から訓練・校内研修等を実施する。 ☐ 日常的に発生する小さな問題行動に対し、平時から組織として対応する訓練をしておく。 ☐ 教職員に対して、事件・事故発生時には、内容を時系列に沿って詳細かつ正確に記録するよう徹底しておく。 ☐ あらかじめ、管理職が不在の場合に指揮を執る教職員を決めておく。
教務主任	☐ 管理職が不在の場合、代行・代決できる体制を整えておく。 ☐ 日頃から、学校通信やＰＴＡだより等を活用し、保護者に対して危機対応への理解と協力を呼びかけておく。 ☐ あらかじめ、保護者による支援組織と危機対応時の協力を要請しておく。

生徒指導 主事	☐ 日頃から、校内で危機を誘発する可能性のある様々な事象への注視を怠らない。職員朝礼等を活用し、情報を共有する。 ☐ 危機発生時の全校児童生徒の緊急連絡方法、指導及び支援の実践的プランを準備する。 ☐ 問題行動等が発生した場合は、緊急対策会議等のコーディネートを行う。 ☐ これまでの指導記録を整理・分析し、今後の対応に生かす。
学級担任 学年主任	☐ 日ごろから、児童生徒にしっかりと寄り添い、変化を敏感に感じ取るとともに、安心・安全な学級づくりに努める。 ☐ 児童生徒へ心理的・物理的危機をもたらす可能性がある事物は、教室から取り除く。 ☐ 教職員研修へ積極的に参加し、応急処置や心のケアが行えるようなスキルや基本的知識を高める。 ☐ 学級・学年の保護者全員の緊急連絡体制を整備する。
養護教諭 教育相談 担当	☐ 地域の救急医療や精神保健などの専門機関と連携し、協力体制を確立する。 ☐ 基本的な応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AEDの使用等）や、カウンセリングの基本等について、校内研修会を計画的に実施する。

2. 緊急連絡体制について

ア 連絡体制の整備

■ 教職員

○自宅電話や携帯電話で確実に連絡がとれる体制を構築する。

■ 保護者

○担任・部活動顧問等は、自宅電話・携帯電話等の一覧表を作成する。

○個人情報に配慮し、各保護者への配付については、事前に了解を得るなど慎重に行う。

○メール配信システムを整備し、緊急情報が停滞なく伝わるようにする。

■ 児童生徒

○個人情報に配慮し、各児童生徒への配付については、事前に保護者から了解を得るなど慎重に行う。

イ 連絡方法及び報告内容のポイント

■ 迅速・確実な連絡

○第一報は「巧遅より拙速」を優先する。

（第一報の不完全さ、不正確さを決して叱ってはいけない）

○分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（できればメモを添えて）

○「情報は私物ではない」ことを全教職員が認識する。

■ 報告の内容(5W1H)と優先順位

○何があったのか（WHAT）

○誰が関係しているのか（WHO）

○いつ発生したのか（WHEN）

○どこで発生したのか（WHERE）

○なぜ起こったのか（WHY）

○現在どのような状況なのか（HOW）時系列で報告する

ウ 関係機関との連絡体制の整備

■ 連絡先・担当者及び関係機関の役割等の一覧表を作成する。

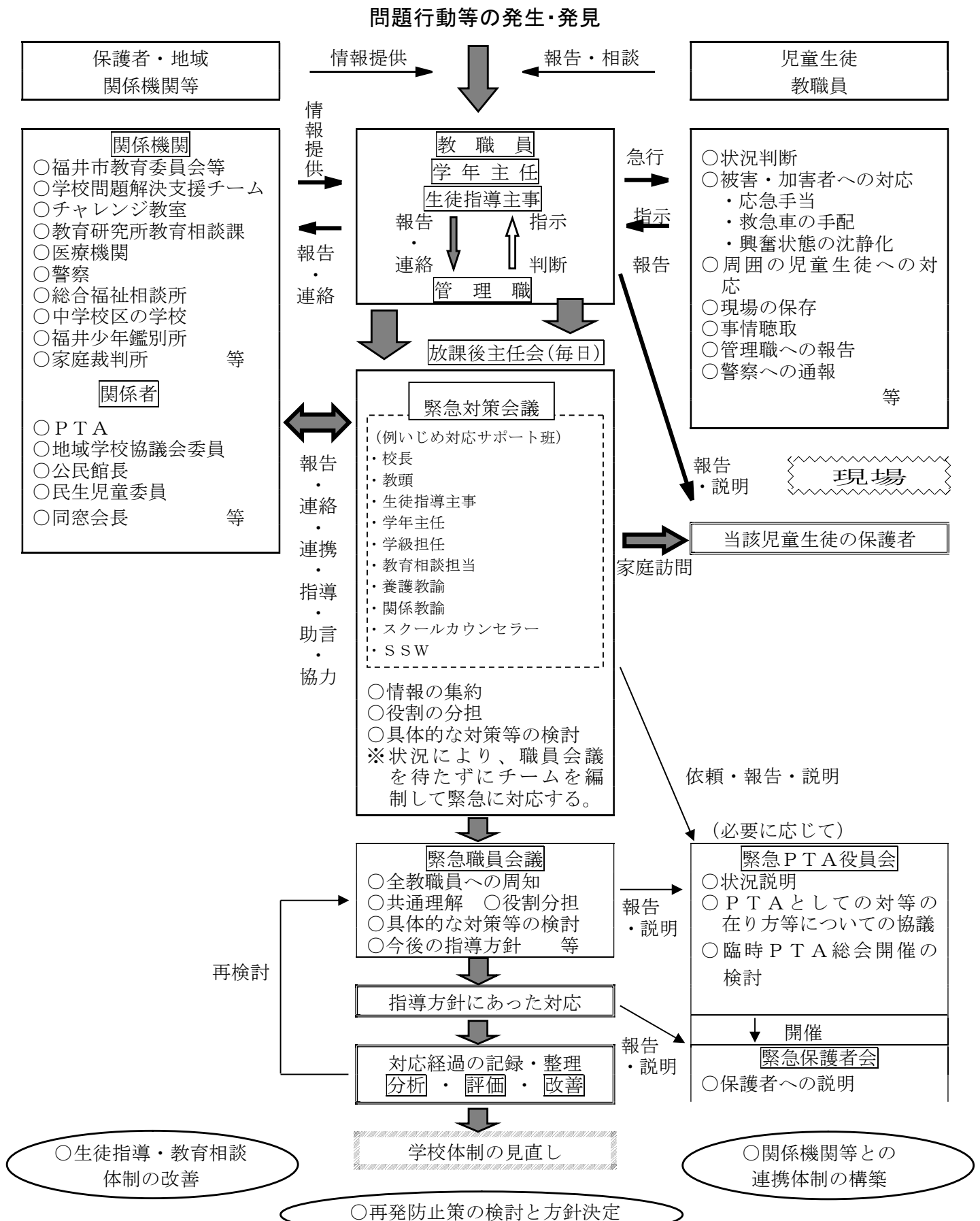
■ 校長室・校務センター・保健室・体育教官室等の電話近くに備え付ける。とともに、設置場所を全教職員に周知する。

■ 個人情報には十分配慮し、児童生徒や外部からの訪問者等の目に触れないよう留意する。

■ 管理職・生徒指導主事等が、関係機関等を定期的に訪問するなど、連携を密にしておく。

3. 問題行動等発生時の対応

(1) 問題行動等発生時の連携



(2) 事件・事故等発生時の教育委員会等への報告

- 学校等において、下記の事件・事故等が発生した場合は、福井市教育委員会あて、速やかに報告を行う。
- 報告においては、まず電話で第1報を行う。次に、必要に応じて第2報及び事件・事故発生報告書を担当課あて提出する。
- ※原則として、子ども同士の事案は保健給食課、教員が絡む事案は学校教育課

ア 報告の対象となる事件・事故等

教育総務課(20-5341)	学校教育課(20-5350)
☐ 器物損壊に伴う施設・設備の被害 (爆破・爆破予告を含む)	☐ 強盗・強かん ☐ 放火 ☐ 暴力行為 ア 複数で個人に対する場合 イ 対教師暴力及び器物損壊 ウ 受診を要する負傷の場合 ☐ 危険な遊び ア 生命の安全に影響があるもの イ 受診を要する程度の負傷の場合 ウ 失火 ☐ 性被害 (被害防止の立場から情報提供の必要なもの) ☐ 恐喝・窃盗(万引き等) (集団によるもの、社会的な問題となったもの) ☐ 自殺・自殺未遂・自殺予告 ☐ 悪質な行為(公共物の損壊、列車妨害等) ☐ いじめ (保護者への指導を必要とする場合など) ☐ 備品類・薬品・毒劇物等の盗難・紛失
保健給食課(20-5755)	
☐ 学校管理下における事件・事故 ア 死亡、重体、重傷事故 イ 目、歯に関するケガ ウ ひどい骨折・顔や目立つ箇所のケガ エ 障害が残る恐れがあるケガ オ トラブル発生が予想される場合 カ ケンカ等を原因とする場合 キ 学校側に瑕疵がある場合 ☐ 学校管理下外における事件・事故 死亡、又は被災が特に重傷の場合 ☐ 交通事故 ア 学校管理下と否とを問わず、受診を要する負傷の場合 イ 交通加害事故で、被害者が負傷した場合	
子ども福祉課(20-5412)	青少年課(20-5418)
☐ 児童虐待が疑われるもの ※一時保護など即時対応が必要なものは合わせて、福井県総合福祉相談所へも連絡する。 ※福井県総合福祉相談所へ連絡したものは必ず、 <u>学校教育課</u> にも連絡を入れること。	☐ 家出(所在がわからなくなった場合) ☐ 不審者等による被害 幼児児童生徒への声かけ、つきまとい、身体接触など ※必ず保護者から警察への通報も依頼すること ☐ ネット問題(他機関との連携が必要なもの) ☐ その他 性非行、暴走行為、シンナー吸引等薬物乱用、無断外泊、他校とのつながり、非行行為を繰り返す場合など、学校において生徒指導上重要と判断されるもの

(3) 警察との連携

ア 警察に連絡する具体的事案

- 生徒間暴力・対教師暴力等により、周囲の児童生徒及び教職員等が被害を負い、指導にもかかわらず周囲に危険が予測されると判断した場合
- シンナーの吸引等の薬物乱用により、当該児童生徒の生命の安全及び周囲に危険が予測されると判断した場合
- 暴走族グループの構成員となり、当該児童生徒の安全確保及び周囲の被害防止のために連絡が必要であると判断した場合
- 不審者や校地内への侵入者等により、児童生徒及び教職員が事件・事故の被害者となるような危険予測される場合
- 児童虐待など、当該児童生徒の被害防止及び健全育成上、警察との連携が必要と認められる場合
- その他、児童生徒の被害防止と安全確保のため、即時に警察や関係機関の協力要請が必要であると判断した場合(自殺予告等)

※ 警察への連絡の判断:校長がそれぞれの事案について判断する。
(事案に応じて教育委員会と対応を協議する)

イ 暴力行為・いじめ事案発生時の連絡基準

上記の具体的事案の内、「生徒間暴力・対教師暴力」について、より詳しい連絡基準を以下に示す。

生徒間暴力	○被害児童生徒に怪我や骨折等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合(※ただし、被害児童生徒の保護者の承諾があったもの)
	○教職員の制止にもかかわらず暴力行為を止めず、興奮状態が継続し、さらなる危険が予測される場合
対教師暴力	○教職員に怪我等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合
	○被害の程度にかかわらず、日常的に教職員の指導に従わず、胸ぐらをつかむ、物を投げる、殴る・蹴るなどの暴力行為が繰り返される場合
器物損壊	○故意に器物を損壊させ、行為に対する自省が見受けられない場合
	○損壊の程度にかかわらず、日常的に暴力行為が繰り返され、周囲に危険が予測される場合
いじめ	○悪質又は深刻で、学校だけでは解決が難しく、学校における安全配慮義務の上から警察の協力が必要な場合

ウ 留意事項

連絡者	○連絡者は、校長とするが事案内容や状況により、教頭又は生徒指導主事等を連絡担当者として指定する。
連絡内容	○連絡する内容は、問題行動等を解決または未然防止し、被害の拡大を防ぐために必要な情報に限る。 ○具体的な連絡内容は、当該児童生徒の氏名、年齢、学年、性別、生年月日、問題行動の概要、これまでの経過など、健全育成に資するため 学校が必要と認める事項。 ○連絡した内容については、必要に応じて、当該児童生徒及び保護者に伝える。 ○関係した児童生徒への対応に当たっては、当該児童生徒に不利益な措置や対応が行われることのないよう、配慮を要請する。
記録	○連絡・情報交換した内容は、必ず記録する。

その他	○暴力行為等への対応は、事前に当該児童生徒及び保護者に周知してことが望まれる。 ○連絡担当者は、「職務上知り得た個人情報」を漏らしたり、目的以外に利用したりすることはできない（国家公務員法第100条、地方公務員法第34条）。 ○公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発しなければならない義務を「告発義務」（刑事訴訟法第239条）と言い、生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破壊、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有している。
-----	---

「告発義務」について

告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第 239 条）のことであり、教職員だけでなく、公務員全体に課されているものです。告発は、権限のある捜査機関（警察等）に対して、犯罪事実の捜査・訴追の意思表示を行うもので、文書でも口頭でも行うことができます。生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破壊、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。

他方、児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。

（４）関係機関との連携

ア 福井少年鑑別所

住所：福井市大願寺3丁目4-20 電話：25-5036

- 主として、家庭裁判所で観護措置決定のあった少年を収容する。審判の資料とするため、心理学教育学、医学の専門的な知識に基づいて、少年の資質鑑別を行い、鑑別結果を家庭裁判所に通知する。
- 勾留された少年などを収容するため、刑事司法的な施設として性格も持つ。入所事由には、観護措置、勾留、勾留に代わる観護措置などがある。

入所事由	措置の内容
観護措置	家庭裁判所が調査・審判を行うために、その身柄を確保する措置。 期間は原則として2週間であるが必要があれば、1回（2週間）の更新ができる。 ただし、重大な犯罪事実を認定する手続きにおいては、収容しなければ審判に著しい支障がある場合に限り、さらに2回更新し合わせて8週間までの収容が認められている。
拘留	罪を犯したことを疑うに足る相当の理由がある場合で、住所不定、証拠隠滅、逃走などの恐れがある場合に被疑者を拘禁する措置。期間は10日間であるが、やむを得ない場合に限り、検察官の請求により10日の延長が可能。
拘留に代わる観護措置	少年の被疑事件について捜査する場合、身柄保全の必要があるときに設けられた制度。期間は10日間。

- 心理的・教育的な問題での悩み、児童生徒の非行・不登校・引きこもりなど、一般の人からの相談にも応じており、福祉的な性格も持つ。

イ 福井県総合福祉相談所

住所：福井市光陽2丁目3-36 電話：24-5138

- 児童（18歳未満）を対象に、様々な問題について家庭・学校等からの相談に応じ、個々の児童・家庭に最も効果的な処遇を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として設置された県の行政

機関。

○必要に応じて、児童を一時保護し、行動観察や生活指導等を行ったり、児童養護施設・児童自立支援施設等に入所または里親等に委託したりして、安定した生活の確保を図る。

対応内容	相談の内容
養護相談 (虐待相談)	保護者が何らかの理由で養育することが困難になった場合(家出、離婚、入院、就労)や被虐待児などの相談
心身障害相談	知的障害・自閉症・肢体不自由・視聴覚障害・言語発達障害・重症心身障害に関する相談
非行相談	虞犯行為(虚言癖、浪費癖、家出、暴力、性的逸脱等)や触法行為(警察署から通告のあった児童、少年として家庭裁判所から送致のあった児童)に関する相談
性格行動	相談児童の人格の発達上、問題となる反抗、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力などの相談
不登校相談	登校(園)していない状態にある児童の相談
適性相談	進学適性、学業不振などに関する相談
しつけ相談	幼児の躾、遊びに関する相談

VIII至民中学校クマ出没対応マニュアル

☆クマ出没時の対応チェック表

クマの出没情報

緊急対応が必要か？

- 【学校近くに出没】
- 【人に危害が加えられた】
- 【主要な通学路での目撃】



必要なし

【校区内の離れた場所の場合】

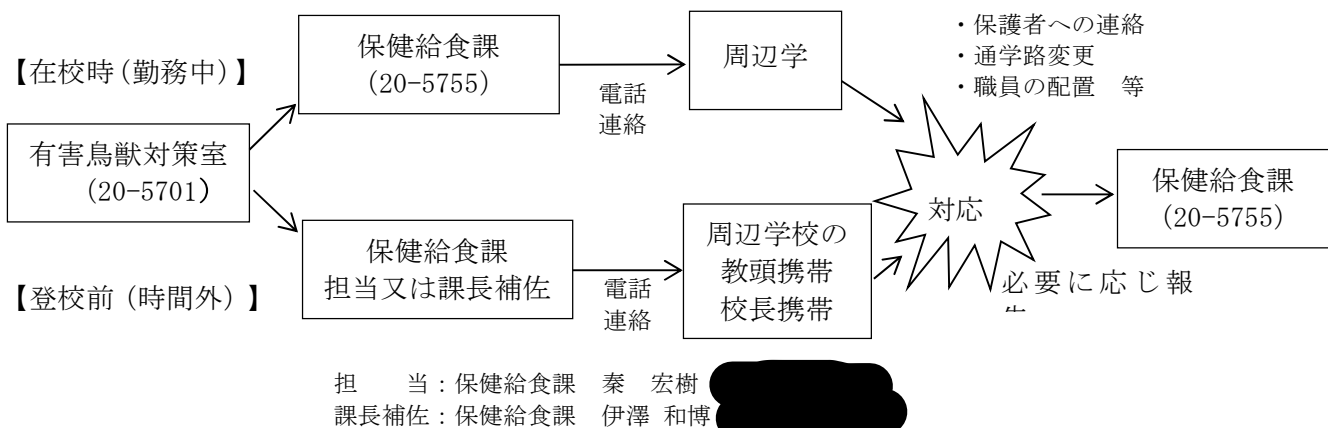
- ・目撃情報の共有
- ・登下校方法の確認（通常通りの場合はその旨を保護者に周知）



必要あり

登 校 前 ・ 登 校 中	☐ 保護者への連絡（緊急メールで周知） ・目撃情報があつた場所等 ・自宅待機の指示 ☐ 職員間の情報共有と対応の協議 ☐ 市教委（保健給食課）と対応を協議 ☐ 福井警察署（52-0110）または福井南警察署（34-0110）に連絡 ☐ 通学路の安全確認 ・教職員による車での巡回等 ☐ 保護者への連絡（緊急メールで周知） ・保護者送迎など対応の指示 ・登校時の注意事項 ※登校中の場合は、即座に110番通報し、警察に対応を依頼する。
在 校 時	☐ 児童生徒の安全確保 ・児童生徒の所在確認 ・屋内への避難 ・校舎1階の施錠（状況に応じて窓も施錠） ・屋外での活動制限（体育、休み時間、部活動） ☐ 職員間の情報共有と対応の協議 ☐ 市教委（保健給食課）と協議 ☐ 福井警察署（52-0110）または福井南警察署（34-0110）に連絡 ☐ 児童生徒の安全指導 ・下校時刻及び下校方法（引き渡し・集団下校等）の徹底 ・在校時及び下校時の注意事項を指導 ☐ 通学路の安全確認 ・教職員による車での巡回等 ☐ 保護者への連絡（緊急メールで周知） ・目撃情報があつた場所等 ・引き渡し、集団下校、部活動停止などの連絡 ・下校時の注意事項

☆クマ出没時の連絡体制



☆各校における平時の対応策の例

○保護者や関係機関と、クマが出没した際の対応を協議しておく。

- ・児童生徒への安全指導（下欄参照）とクマ遭遇時の対処訓練。
- ・関係機関との連絡体制（別紙参照）とパトロール等の依頼。
- ・「こども 110 番の家」に有事の際の保護を依頼。
- ・保護者への情報提供と注意喚起。
- ・登下校時の対応→引き渡し、保護者送迎、集団下校など。
- ・外遊びや外での体育、部活動の対応→状況に応じて室内の活動に切り替える。

○校地内にクマを近付けないための対策を講じる。

- ・実のなる樹木等は早めに収穫。
- ・収穫予定のない柿の木は、伐採する。
- ・朝や夕方、外での活動の際に音楽をかける等、クマが嫌がる音を出す。
- ・クマのエサになるようなものを放置しない。

☆児童生徒への指導の例

○自分の身を守り、「クマと遭わない」「クマを引き寄せない」方策

- ・クマのエサが実るところには行かない
- ・登下校時に音の出るものを携行する。（クマ鈴、自転車のベル等）
- ・食べ物を持ち歩かない。
- ・1人で行動せず、友達と一緒に行動する。
- ・暗い時間や見通しの悪い時は外出しない。
- ・クマが近くにいるサイン（足跡など）を見つけたら、その場を離れる。

○クマに出会った際の対処法

- ・騒がずゆっくり後ずさりをする。
- ・クマが興奮することはしない（大声で叫ぶ、石や棒を投げる）
- ・カバン等の持ち物を置いて、クマが気をとられている隙に逃げる。
- ・「こども 110 番の家」や商店、公共施設等に逃げ込み、保護してもらう。

○クマに襲われそうになった際の対処法

- ・地面に伏せ、両手やリュックなどで首の後ろをガードして頭と首を守る

☆クマ（ツキノワグマ）の習性

- ・昼行性で、特に朝と夕方の薄暗い時間帯に最も活発に活動する。
- ・農作物や実のなる庭木などに通うことを覚えたクマは、人に見つからないよう、夜に活動することもある。
- ・警戒心が強いので、うす暗いところに出やすい。
- ・エサを求めて移動する。行動範囲が広い。
- ・嗅覚が鋭く、においにつられてくることがある。
- ・臆病だが、脅かすと怖がって襲ってくることもある。
- ・自然界にない大きな音、音楽が苦手。

[春]冬眠から目覚める季節

- ・植物の新芽や山菜、タケノコを求めて活発に活動するため注意！

[夏]コグマは独り立ち、大人グマは交尾の季節

- ・山の中に食べ物が少ない季節のため、農作物などを狙って人里にでやすいため注意！

[秋]冬眠に備えて脂肪を蓄える季節

- ・食べ物を探するため、昼も夜も活発に活動するため注意！

[冬]冬眠の季節

- ・秋に十分に脂肪を蓄えることができないと冬眠が遅れることもあるので注意！

☆クマ（ツキノワグマ）の痕跡！近くにいるサイン！

○糞（一例です。このほかにも、食べ物によって、また体調によって形や色が変わります。）



○爪跡



○クマ剥ぎ



【シカの皮剥ぎと異なるポイント】
・3～4 筋の歯跡がある
・はがれた樹皮が樹とつながっている

IX. 卷末資料

問題行動等に備えた体制づくり

(1) 生徒間暴力・対人暴力

- ① 複数の教職員で対応し、負傷者の救助を第一に、教職員の安全にも十分留意する
- ② 興奮状態にある児童生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる
- ③ 管理職及び生徒指導主事へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- ④ 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
〈傷害（刑法第204条）、暴行（刑法第208条）など〉
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
- ⑥ 学校と警察との連携を強化する

初期対応

暴力行為の制止

- ☐ 複数の教職員で対応し、児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る
 - ・周りの児童生徒を遠ざける。グループ同士なら分ける。
 - ・手が届かない距離を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
 - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
 - ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちにに取り除く。
- ☐ 別の場所へ移動させる

負傷者への対応

- ☐ 教職員の救助・安全確保を第一に行う
- ☐ 養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確かめる（判断は慎重に）
 - ・救急車を手配（119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
 - ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
 - ・付き添う教職員は、管理職へ状況を報告する。
 - ・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
 - ・付き添う教職員は、管理職へ状況を報告する。
 - ・養護教諭等が処置し、経過を観察する。
- ☐ 「診断書」をとる
 - ・警察署への「被害届」提出の際に必要なとなる。

同時進行

連絡・速報及び情報管理

- ☐ 管理職（校長・教頭）・生徒指導主事への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主事→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主事または教頭等）
- ☐ 警察への通報
 - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。
- ☐ 教育委員会への速報・相談
 - ・校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
 - ・警察への通報についての相談や、通報により保護者との軋轢が予想される場合等、教委と十分に連携して対応する。
- ☐ 加害児童生徒の保護者への緊急連絡

① 事実確認

- ☐ 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人にしない。

聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童生徒、背後関係等

【被害児童生徒からの聴取】

- ☐ 複数の教職員（担任・養護教諭等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う
- ・教職員が全力で安全を守ることがを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
 - ・被害児童生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。

【加害児童生徒からの聴取】

- ☐ 複数の教職員（生徒指導主事等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う
- ・「暴力は絶対に許されない行為である」（社会で許されない行為は、学校でも許されない）という毅然とした姿勢を示す。
 - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
 - ・発言中は、加害児童生徒の思いも傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

【周囲の児童生徒・関係者等からの聴取】

- ☐ 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う
- ・周囲で見ていたすべての児童生徒から事実関係(はやし立てる、けしかける等も)を聴取する。

② 対応方針協議

初期対応

関係者による緊急対策会議の開催

- ☐ 情報集約
- ☐ 被害児童生徒・保護者への対応
- ・支援
- ☐ 加害児童生徒・保護者への指導
- ・支援
- ☐ 他の児童生徒への対応
- ☐ 指導方法・出席停止の検討



緊急職員会議の開催

- ☐ 全教職員への周知と共通理解
- ・概要をまとめた資料を用意する
- ☐ 今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- ☐ 指導方法・出席停止の検討

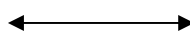
③ 児童生徒・保護者への対応

初期・中期対応

被害児童生徒への対応

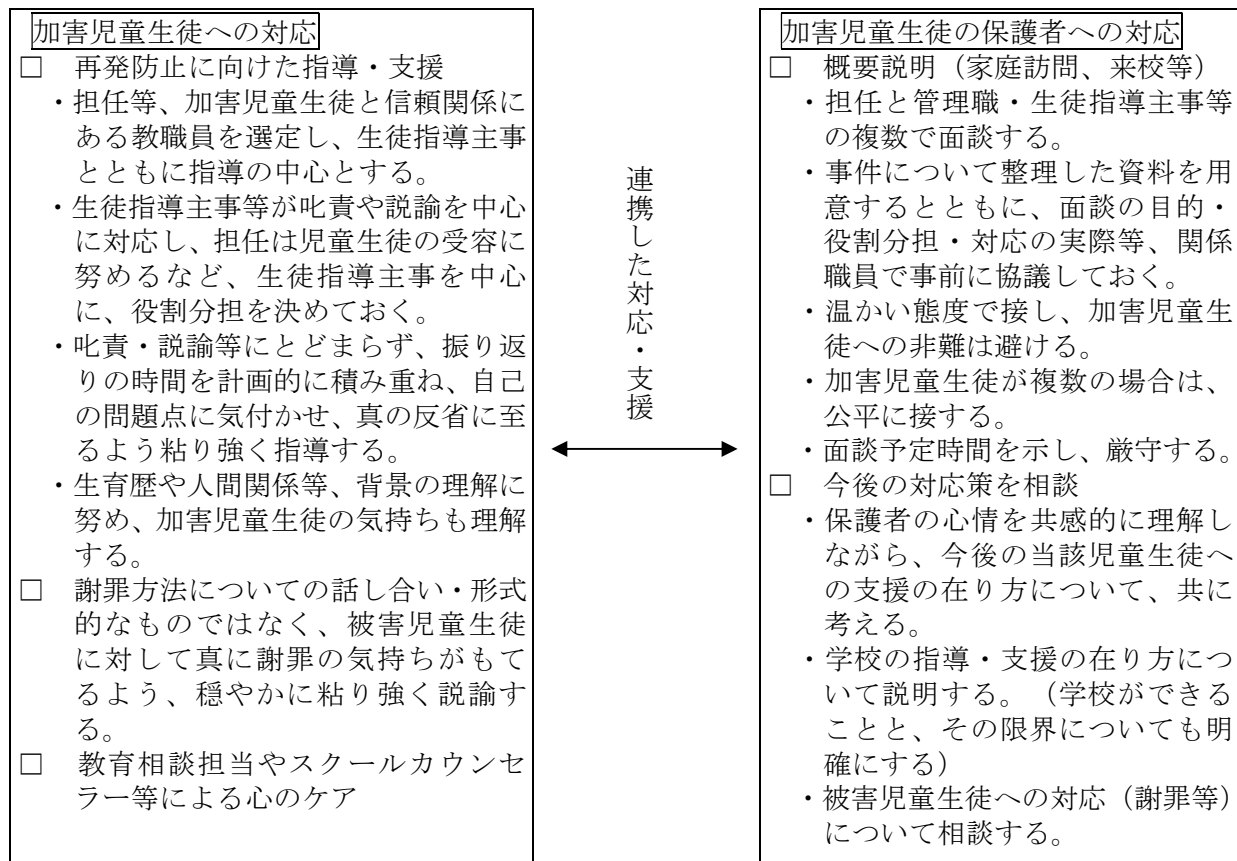
- ☐ 病院等への見舞い
- ・校長がいち早く出向く。
 - ・入院の場合、できるだけ毎日見舞う。
(児童生徒・保護者の意向や精神的負担等を考慮する)
- ☐ 共感的理解に基づく指導・支援・教職員が支えることを約束し、人間関係の回復に努めるよう促す。
- ・仕返しも暴力行為であることを伝え、絶対にしないように伝える。
 - ・暴力を誘発するような行為を被害者側も認めた場合には、その問題点についても話し合い、気付かせる。
- ☐ 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援



被害児童生徒の保護者への対応

- ☐ 電話による概要説明
- ・児童生徒が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。
 - ・家庭訪問の了解を取る。
- ☐ 家庭訪問の実施
- ・担任と管理職等複数で実施する。
 - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
 - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
 - ・加害児童生徒に対する学校の指導方針、全校児童生徒への指導内容等を説明する。
 - ・警察署への「被害届」の提出等について話し合う。（要「診断書」）



④ その他

☐ 全体指導 ・日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。 ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。 ・憶測や噂話を自重するよう指導する。 ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。 ☐ 関係機関等への支援要請 ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等 ・家庭など児童生徒の置かれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員等 ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→特別支援教教育センター ・一時保護を必要とする場合→総合福祉相談所 ☐ 教育委員会との連携 ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請 ・必要に応じて「出席停止」の措置 ☐ 緊急保護者会の開催 ☐ 記者会見の実施等報道機関への対応 ☐ 教育委員会への報告書提出【「資料2」参照】
--

中期・長期対応

未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- ☐ 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」
「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんとする」等
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか」を共通理解
「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
 - ・毅然とした粘り強い指導
問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
 - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- ☐ 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ☐ 非行防止教室の開催
- ☐ 指導力向上のための事例検討会の実施
- ☐ 保護者との連携強化

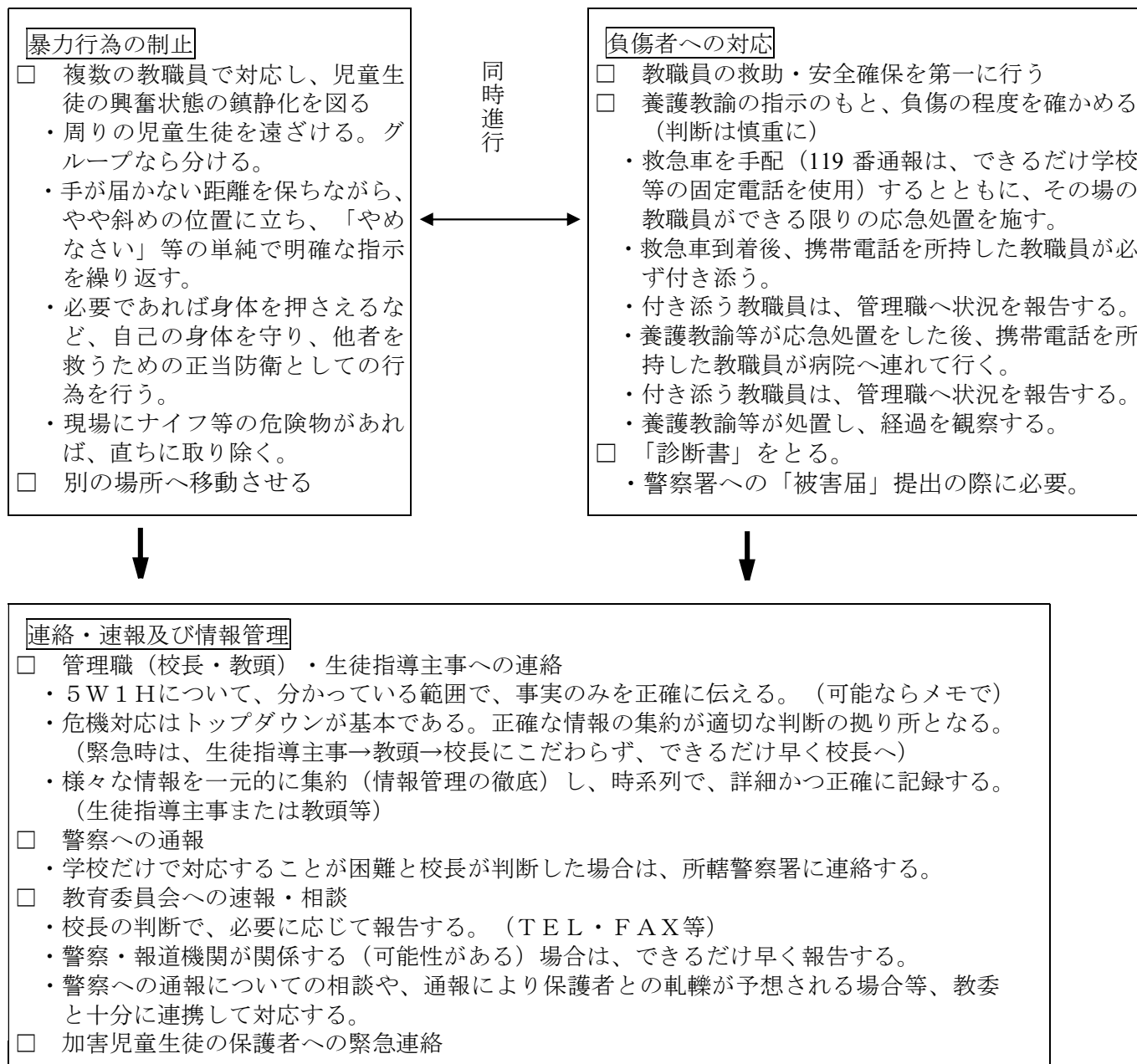
関係機関との連携

- ☐ 児童生徒の動向の把握
 - ・児童生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
 - ・近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
- ☐ 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
 - ・管理職・生徒指導主事等が、校区内の公共機関、ＪＲ等の交通機関、児童生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
 - ・訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。

(2) 対教師暴力

- ① 複数の教職員で対応し、対応教職員の安全にも十分留意する
- ② 興奮状態にある加害児童生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる
- ③ 管理職及び生徒指導主事へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- ④ 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
〈傷害（刑法第 204 条）、暴行（刑法第 208 条）など〉
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
- ⑥ 学校と警察との連携を強化する

初期対応



① 事実確認

- ☐ 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人にしない。

聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童生徒、背後関係等

被害教職員から聴取

- ☐ 管理職が行う
- ・加害児童生徒に対する日頃の指導状況等について聞き取る。
 - ・警察署への「被害届」の提出について判断する。

加害児童生徒から聴取

- ☐ 複数の教職員（生徒指導主事等を中心に役割分担する）が、別室で行う
- ・「暴力は絶対許されない行為である」（社会で許されないことは学校でも許されない）という毅然とした姿勢を示す。
 - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
 - ・発言中は、加害児童生徒の思い（当該教職員との人間関係等）を傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の生徒・関係者等から聴取

- ☐ 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う
- ・周囲で見ていたすべての児童生徒から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。

② 対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

- ☐ 情報集約
- ☐ 被害教職員への対応・支援
- ☐ 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- ☐ 他の児童生徒への対応
- ☐ 指導方法・出席停止の検討



緊急職員会議の開催

- ☐ 全教職員への周知と共通理解
- ・概要をまとめた資料を用意する
- ☐ 今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- ☐ 指導方法・出席停止の検討

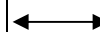
初期・中期対応

③ 児童生徒・保護者への対応

加害児童生徒への対応

- ☐ 再発防止に向けた指導・支援・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主事とともに指導の中心とする。
- ・生徒指導主事等が説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主事を中心に、役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- ☐ 謝罪方法についての話し合い
- ・形式的なものではなく、被害教職員に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- ☐ 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援



加害児童生徒の保護者への対応

- ☐ 概要説明（家庭訪問、来校等）
- ・担任と管理職・生徒指導主事等の複数で面談する。（できれば、被害教職員も同行する）
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・暴力行為には毅然とした姿勢を示すが、これまでの指導や接し方等に原因や動機が認められる場合は、公平に接する。
 - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
 - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- ☐ 今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、ともに考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）

④ その他

- ☐ 全体指導
 - ・日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
 - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
 - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
 - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
- ☐ 関係機関等への支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・家庭など、児童生徒のおかれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→特別支援教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合→総合福祉相談所
- ☐ 教育委員会との連携
 - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
 - ・必要に応じて「出席停止」の措置
- ☐ 緊急保護者会の開催
- ☐ 記者会見の実施等報道機関への対応
- ☐ 教育委員会への報告書提出【「資料2」参照】

中期・長期対応

再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- ☐ 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
 - 「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」
 - 「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんとする」等
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
 - 学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか」を共通理解
 - 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
 - ・毅然とした粘り強い指導
 - 問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
 - 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
 - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- ☐ 非行防止教室の開催
- ☐ 教職員の指導力向上のための取組
- ☐ 保護者との連携強化

(3) 器物損壊

- ① 複数の教職員で対応し、対応教職員の安全にも十分留意する
- ② 加害者が興奮状態あれば鎮静化を図り、別の場所へ移動させる
- ③ 管理職及び生徒指導主事へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- ④ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
- ⑤ 状況を確認した後、現状保存に努める。ただし学習活動に支障がある場合は応急修理又は児童生徒が近づかないよう安全面の配慮をする
- ⑥ 教育委員会へ速報するとともに、学校だけで対応が困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する
- ⑦ 対応が完了したら業者に依頼するなどして、できるだけ早く元の状態に戻す

初期対応

破壊行為の制止

- ☐ 複数の教職員で対応し、児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る
 - ・周りの児童生徒を遠ざける。グループなら分ける。
 - ・手が届かない距離を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
 - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
 - ・現場に危険物があれば、直ちに除去。
- ☐ 別の場所へ移動させる

同時
進行

損壊現場の確認・保存と記録

- ☐ 状況を確認した後、現状保存に努める。
 - ・立ち入らない、触れない、動かさない。
 - ・児童生徒の学習状況に危険や支障が予測される場合は、応急措置を施すか、近づかないように配慮する。
 - ・児童生徒を誹謗中傷する内容の落書きなどは、絶対に児童生徒の目に触れさせないようにする。
- ☐ 発見時の状況や損壊の程度など写真などを用いて記録に残す
- ☐ 現場以外にも被害がないか確認する。

連絡・速報及び情報管理

- ☐ 管理職（校長・教頭）
 - ・生徒指導主事への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主事→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主事または教頭等）
- ☐ 管理職・生徒指導主事による現場確認
- ☐ 関係者による緊急対策会議の開催
 - ・情報を集約し、警察への通報を判断する。
 - ・（加害者不明の場合）全校児童生徒への対応の在り方について協議する
- ☐ 警察への通報
 - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、教育委員会との連携のもと、所轄警察署に連絡する。
- ☐ 教育委員会への速報
 - ・校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- ☐ 加害児童生徒の保護者への緊急連絡（加害者がはっきりしている場合）
- ☐ 加害者が他校の児童生徒の場合は、該当校への緊急連絡、警察への通報

緊急職員会議の開催

- ☐ 全教職員への周知と共通理解
- ☐ 今後の対応策の検討と役割分担（加害者不明の場合、児童生徒への伝え方・指導方法）

初期・中期対応

①加害者が分かっている場合

加害児童生徒からの聴取

- ☐ 複数の教職員（生徒指導主事等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う
- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。
- ・自ら申し出たことを評価する。
- ・動機、事件に至るまでの経過、関係者等を詳細に聞き取る。
- ・「絶対許されない行為である」（社会で許されないことは学校でも許されない）という毅然とした姿勢を示す。
- ・家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる。
- ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
- ・発言中は、加害児童生徒の思いを傾聴する。
- ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。
- ・「被害届」を出していれば、警察署と連携して対応する。

加害者が他校の児童生徒の場合

- ・加害児童生徒が在籍している学校に、状況を説明し、警察に被害届を提出する。
- ・教育委員会へ報告する。

②加害者が不明な場合

全体指導

- ☐ 日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する
- ☐ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない
- ☐ 校内で器物損壊があったことについて、正確な情報提供に努める
- ☐ 指導
 - ・「器物損壊は絶対に許されない行為である」（社会で許されないことは学校でも許されない）という毅然とした態度を示す。
 - ・倫理観に基づいた行動の大切さを訴える指導を行う。
 - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
- ☐ 調査
 - ・「犯人探し」が目的ではないが、関連の情報があれば、話に来てほしいことを伝える。秘密は絶対に守ることを併せて伝える。

損壊の程度が甚だしい場合

- ☐ 全保護者への周知
 - ・事実と問題点等について文書を配付する。
- ☐ （必要に応じて）緊急PTA役員会の開催

関係者による緊急対策会議の開催

- ☐ 情報集約
- ☐ 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- ☐ 他の児童生徒への対応
- ☐ 指導方法の検討

片付け・修理等

- ☐ 業者に依頼するなどして、一日も早く元の状態に戻す
- ・児童生徒を中傷する内容の落書きは、現場検証の後直ちに消す。

緊急職員会議の開催

- ☐ 全教職員への周知と共通理解
 - ・概要をまとめた資料を用意する。
- ☐ 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- ☐ 指導方法の検討

③児童生徒・保護者への対応

加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係のある教職員を選定し、生徒指導主事とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主事等が説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主事を中心に、役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

加害児童

- 概要説明（家庭訪問、来校等）
 - ・担任と管理職・生徒指導主事等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
 - ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
 - ・弁償責任についての理解を得る。

④その他

- 関係機関等への支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・家庭など、児童生徒のおかれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→特別支援教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
- 教育委員会との連携
 - ・報道対応や心のケア等のための支援要請
 - ・「出席停止」の措置
- 緊急保護者会の開催
- 記者会見の実施等報道機関への対応
- 教育委員会への報告書提出【「資料2」参照】

中期・長期対応

再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
 - 「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんとする」等
- 学校全体での共通理解・共通実践
 - 学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか」を共通理解
 - 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
- 毅然とした粘り強い指導
 - 問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
 - 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
- 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 非行防止教室の開催
- 保護者との連携強化
- 指導力向上のための事例検討会の実施

(4) いじめ

- ① 教職員は、いじめの発見・解消に向けて児童生徒、保護者に積極的に関わる
- ② 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、管理職及び生徒指導主事・学年主任へ正確な情報を迅速、確実に伝え、いじめ対応サポート班を組織して対応する
- ③ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
- ④ 学校だけでは解決が困難な事案については、スクールカウンセラーや関係機関等と連携する
- ⑤ いじめられている児童生徒の絶対的な味方に立って指導・援助を行う
- ⑥ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- ⑦ いじめへの対応は、学校及び教職員の児童生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な問題であることを、全教職員が認識する
- ⑧ 学校・学級全員の問題として、未然防止・再発防止に取り組む

①いじめの基本的な認識

いじめの定義〈H19. 2. 28文部科学省改訂〉

当該児童生徒が、① 一定の人間関係のある者から、
・ 同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など
② 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、
・ 心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む
③ 精神的な苦痛を感じているもの
・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う

「いじめ」は大人社会でも起こる問題であり、教職員間であっても、また、教職員と児童生徒の間でも発生する問題であることを自覚しなければならない。

特に、教職員と児童生徒の関係では、立場や発言力が大きく違うため、絶対にあってはならないことである。教職員の何気ない言動や不適切な対応が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするようなことがないよう留意する。

いじめの「四層構造」

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。

四層構造 □ 被害者：いじめられている子
□ 加害者：いじめている子
□ 観衆：いじめをはやし立て面白がっている子(いじめを強化する存在)
□ 傍観者：見て見ぬふりをしている子(いじめを支持する存在)

これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層を育てていくことが、いじめ防止指導では重要である。

いじめの特徴の理解

- ◆ 「いじめ」が起こっていることが分かりにくい
 - いじめは、同じ学級で、仲のよいもの同士の間で起こっていることがある。
 - 人のいないところで起こりやすい。人が見ていると遊んでいるように振る舞う（偽装化）。
 - 被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。
- ◆ 「いじめる側」にいじめているという意識が薄い（ない）
 - 加害者は被害者の苦しみを理解せず、ゲーム感覚で行うケースが多い。
 - 長期間に及ぶ場合も多く、陰湿でしつこい（潜在化）。
- ◆ 「いじめる側」と「いじめられる側」が混在している
 - 被害者と加害者の立場が入れ替わることがある。

いじめの種類

冷やか・からかい

- ・「ブス」「デブ」などと呼ぶ
- ・あだ名、悪口を言う
- ・「○○死ね」と言う
- ・やじる、はやしたてる

仲間はずれや集団による無視

- ・相手にしない
- ・話しかけない、口をきかない
- ・遊びや運動に入れない
- ・話合ひに入れない
- ・近くに寄らずに避ける

インターネット上のいじめ

- ・ネット上に悪口を書き込む
- ・個人情報などをばら撒く
- ・メール等を利用した、嫌がらせ
- ・本人になりすます

暴力

- ・殴る、蹴る、小突く、つねる
- ・頭髪を引っ張る
- ・プロレスごっこに見せかけ痛めつける
- ・足をかけて転ばせる
- ・周りを囲み、ズボンや下着を下げる

脅かし

- ・「ひどい目に遭わせるぞ」
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせる。

持ち物を隠す・壊す

- ・困っている様子を見て楽しむ
- ・持ち物を壊したり、捨てたりする

たかり

- ・物品や金銭を要求する
- ・食べ物をおごれと強要する
- ・家から金銭を持ち出すよう命じる
- ・万引きするように命じる
- ・物品の交換や、不必要なものを売りつけられる

その他

- ・用便、着替え、食事等の際にのぞき込む
- ・用事を言いつけ、相手を酷使する
- ・言いがかりをつけ、不快そうな表情や素振りをする
- ・虚偽の情報や噂を言いふらす

いじめの背景

家庭における要因

- ① 基本的な生活習慣や生活態度が十分に身に付いていない（思いやり、正義感、善悪の判断等）
- ② 家庭が「安らぎの場」になっていない
- ③ 親子の間に、心の通い合う場面が少ない
- ④ 親がしつけに不安を抱いている
- ⑤ 親が家庭で子どもとふれ合う機会が少ない

学校における要因

- ① 子どもと教師との信頼関係が崩れている
- ② 一部の子どものみが認められたり評価されたりする、単一の尺度で評価する
- ③ 「してよい、してはいけない」の基準が明確でない
- ④ しめつけが厳しすぎ、窮屈な雰囲気である
- ⑤ 競争関係が厳しすぎる
- ⑥ 授業が分かりにくかったり、進度が速すぎたりする

子どもの心理

- ① ストレスが身体症状、行動面に表れやすい
- ② 自己価値観に敏感である
→不安、イライラ、無気力、抑うつ
- ③ 自尊心の傷つきを暴力、いじめで解消する

地域社会における要因

- ① 地域全体で子どもを育てるという意識が低下している
- ② ゲーム等による遊びの孤立化・自閉化により、社会性が育ちにくい
↓
- ・人間関係を築くルールやノウハウを十分身につけられない
- ・人との関わりを面白さでカモフラージュする

社会全体の要因

- ① 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である
- ② 異質なものを排除しようとする傾向が広く見られる
- ③ 社会全体に人間関係が希薄化してきている
- ④ 大人の自己中心的でモラルを欠いた行動が子どもたちに影響を与えている

①いじめの未然防止に向けた取組

- 指導体制づくり
(いじめの未然防止のための方針や対策を決めるいじめ対策委員会の設置)
 - ・教育委員会や PTA、関係機関と連携を図りながら、校長のリーダーシップの下に、教職員が組織を上げて取り組む指導体制を作っておく。
- 「いじめは絶対に許さない」という指導の徹底
 - ・すべての教育活動を通して、生命の尊重や人権意識を高め、いじめは絶対に許さないということ、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる。
- 児童生徒の「心の居場所」作り
 - ・児童生徒や保護者が気軽に相談できるように、教育相談体制を整え、児童生徒が安心できる「居場所」を提供する。
 - ・課題を抱えている児童生徒に寄り添い、間違ったり失敗したりしても笑われないような学級づくりを進める。
 - ・定期的に相談週間を設ける。
- 児童生徒自身による「絆づくり」の実践
 - ・いじめ防止に関する運動や異年齢の交流活動など、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備する。（「福井県不登校対策指針」福井県教育委員会 P4、5 参照）
 - ・教師がお手本を示すだけではなく、すべての教育活動を通じて「自発的な思いや行動」が湧き起こるように働きかける。
- 家庭・地域・関係機関との連携
 - ・家庭と連携し、基本的生活習慣の確立に努める。
 - ・地域と連携した社会体験活動を実施する。
 - ・地域や関係機関との情報交換を積極的に行い、広報活動を推進する。
- 信頼を深める学級づくり
 - ・日ごろから、子どもたち一人一人を尊重し、信頼関係を構築していくことで、いじめが起きない学級づくりを行う

子どもたちが安心できる学級づくり

- 学級に子ども一人一人の心の居場所をつくります。
- お互いに認め合える絆づくりを進めます。
- わかる楽しい授業や、楽しい活動を工夫します。
- 学級の諸問題を子どもたちの力で解決できる力を養います。
- 保護者との信頼関係を深めます。

子どもたちに 安心感を与える担任

- いつも見守ってくれます。
- よいところをほめてくれます。
- 気持ちをわかってくれます。
- 心に響く話をしてくれます。
- 公正な指導をしてくれます。
- 遊び心で楽しく接してくれます

子どもたちと日常 できる具体的な実践

- 明るいあいさつをします。
- ていねいな言葉遣いをします。
- 思いやりのある態度で接します。
- 学習の中で、子どもたちどうしの学び合いを進めます。
- 生き物の世話を行います。
- 教室の環境美化に努めます。



いじめが起きない学級

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ☆ 居心地がよくなります。 | ☆ 自分に自信がもてます。 |
| ☆ 正しいことが尊重されます。 | ☆ 守られていると感じます。 |
| ☆ 楽しく学習できます。 | ☆ 明るい笑いがあります。 |
| ☆ 助け合うことができます。 | ☆ 期待されていると感じます。 |

②いじめの早期発見に向けた取組

- ☐ 日常的な行動観察
 - ・児童生徒にしっかりと寄り添い、日常の行動を注意深く観察する中で、児童生徒の変化や人間関係を把握する。
- ☐ 学級担任へ提出する生活ノートや日記等からの情報収集
- ☐ 登下校中の様子の観察・聞き取り
 - ・登下校指導の際、児童生徒の様子を観察する。また、保護者、登下校見守り隊（学校安全ボランティア）、子ども110番の家等から、変わった様子はないかを聞き取る。
- ☐ 定期的なアンケート調査の実施・心理テスト（Q-U等）のデータの活用
 - ・項目は児童生徒の負担にならない簡便なものが望ましい。
 - ・率直な回答を得るため、自宅へ持ち帰らせて記入させるなど配慮する。
 - ・選択肢は、「ある」「ない」だけではなく、「いじめたつもりはないが、相手はいじめと感じたかもしれない」などの中間的な項目を加え、実態をより詳細に把握することができるよう工夫する。
 - ・いじめに特化した調査では、正直に答えない児童生徒も多い。日常生活の様子を聞く調査から情報を得る方法もある。
 - ・回収方法については、記入内容が他の児童生徒の目に触れないよう、十分留意する。
- ☐ 生徒指導主事や教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の関係教職員による定期的な情報交換会の実施
- ☐ いじめを受けていると思われる児童生徒からの聞き取り
 - ・観察により、「いじめ発見のチェックポイント」のような行動特徴などが見られる場合、コミュニケーションを深めたり一層の注意を払ったりする必要がある。
 - ・「いじめられているのではないか」という問いかけは、児童生徒の自尊心を傷つけることもあるので、「悩みや心配事はないか」など、聞き方に配慮する。
- ☐ 周囲の児童生徒からの情報収集
 - ・いじめの情報収集とは知られないように配慮する。
- ☐ 保護者への電話等での問い合わせ

いじめの発覚

初期対応

③いじめの発覚時の対応

第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）からの聴取

- ・通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取る。

詳細確認

いじめの内容・期間、関係した児童生徒、原因・背景、いじめの「四層構造」等

連絡・速報

- ☐ 管理職（校長・教頭）・生徒指導主事・学年主任等への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
 - ・学級担任等が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

④児童生徒・保護者への対応

いじめ対応サポート班会議の開催

- ☐ 情報集約
- ☐ 被害児童生徒・保護者への対応
- ☐ 加害児童生徒・保護者への対応
- ☐ 他の児童生徒への対応
- ※ 以後、必要に応じて開催

事案により

職員会議の開催

- ☐ 全教職員への周知と共通理解
 - ・概要をまとめた資料を用意する
- ☐ 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

⑤当事者・周囲からの聴取

被害児童生徒から聴取

- ☐ 被害児童生徒と信頼関係にある教職員が、別室で行う
 - ・教職員が全力で安全を守ることがを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
 - ・被害児童生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。
 - ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。

加害児童生徒から聴取

- ☐ 複数の教職員（生徒指導主事等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う
 - ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
（加害者という認識がない場合がある。また、学校の見方が一方的だとされることもある。例えば、「嫌いな児童生徒としゃべらないのは悪いことなのか」など）
 - ・いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
 - ・相手が苦痛とを感じる行為を直ちに止めるよう、毅然とした姿勢で指導する。
 - ・いじめに至った心情やその経過等、加害児童生徒の思いも傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の児童生徒から聴取

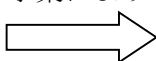
- ☐ 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う
 - ・周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動を褒めるとともに、できる限り具体的な事実を聴取する。（情報提供者が分からないよう配慮する）
 - ・情報収集は、被害児童生徒や情報提供者が親しくしている児童生徒から、「嫌がらせ」や「仲間はずし」、「ふざける」などの具体的な行為を見たことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであったか」など、個別に具体的に聴取する。また、話を不用意に広めることや騒ぎ立てることがないように指導する。

⑥対応方針協議

いじめ対応サポート班会議の開催

- ☐ 被害児童生徒・保護者への支援
- ☐ 加害児童生徒・保護者への指導
- ☐ 他の児童生徒への指導
- ※ 以後、必要に応じて開催

事案により



職員会議の開催

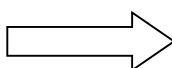
- ☐ 全教職員への周知と共通理解
 - ・概要をまとめた資料を用意する
- ☐ 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

⑦生徒・保護者への対応

被害児童生徒への対応

- ☐ 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・担任等、被害児童生徒と信頼関係にある教職員が行う。
 - ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。
 - ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
 - ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は、逆に自信を喪失させることがあるので避ける。
- ☐ 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した
対応・支援



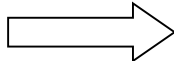
被害児童生徒の保護者への対応

- ☐ 電話による概要説明
 - ・児童生徒が保護者に話す前に事実のみを正確に伝える。
 - ・家庭訪問の了解を取る。
- ☐ 家庭訪問の実施
 - ・学級担任と管理職等複数で実施する。
 - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
 - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
 - ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主事とともに指導の中心とする。
 - ・叱責、説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
 - ・今後、被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。
- 謝罪方法についての話し合い・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちをもてるよう穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した
対応・支援



被害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明
(家庭訪問、保護者来校等)
 - ・担任と管理職・生徒指導主事等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担、対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
 - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。(学校ができることと、その限界についても明確にする)
 - ・被害児童生徒への対応(謝罪等)について相談する。

⑧その他

- 学級(周りの児童生徒)への指導
 - ・「いじめは絶対許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる。
 - ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
 - ・いじめをおもしろがって、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」と毅然とした態度で指導し、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
 - ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する。(いじめを見て、自ら制止できない場合は教職員に相談するよう働きかける。その際、報復を考慮し、秘密を厳守する。)
 - ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、人権尊重に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
 - ・加害児童生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。
 - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
 - ・いじめや困ったことがあった場合、どんなことでも教職員に相談できる関係をつくる。
- いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応
 - ・被害児童生徒に対して、行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席等
 - ・加害児童生徒に対して、「出席停止」の措置
- 関係機関等への支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→特別支援教育センター
 - ・恐喝・暴行等犯罪に相当する場合→警察
 - ・一時保護を必要とする場合→総合福祉相談所
- 教育委員会との連携
 - ・心のケアのための支援要請
 - ・「出席停止」の措置
- 情報の取り扱い
 - ・児童生徒及び保護者から知り得た情報の取扱いには十分留意する。
 - ・当事者の孤立感や不安感などの心理的苦痛を生じさせるため、知り得た情報について学級全体で話し合うという対応は避ける。

⑨解消の確認

- ☐ 被害児童生徒と加害児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、いじめの完全解消を見極める
 - ・「いじめを『止めること』と『なくなること』は違う」との認識が重要である。
 - ・いじめ発見後、いじめを直ちに「止めること」は最も必要なことだが、いじめた児童生徒に対して、「もう二度とするな」と指導し、「わかりました」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめが「なくなった」）と思いつまないことが大切である。逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。
- ☐ 保護者を含め、被害児童生徒の精神的安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する

中期・長期対応

未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

- ☐ いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚
 - ・いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努める。
 - ・児童生徒の発する小さなサインを見逃さず、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- ☐ 人権教育による人権尊重の意識の高揚
- ☐ 道徳教育による規範意識の醸成

児童生徒に身に付けて欲しい力

- ☐ 自分のよさや友達のよさに気付く力
- ☐ 互いの違いを理解し認め合う力（おとなしい子、活発な子、障害のある子など児童生徒が互いを理解し、共に認め合う力）
- ☐ 「これはよくないことなんだ」と判断できる力（道徳的判断力）
- ☐ 他者の心の痛みを感じる力
- ☐ 「いやだ」と言える、「やめよう」と制止できる、「相談する」「知らせる」という行動力

- ☐ 日常的な実態把握
 - ・児童生徒に寄り添い、休み時間や給食、清掃活動などを含め、日常生活を注意深く観察する。
 - ・定期的なアンケート調査（生活調査等）や個別教育相談等により、実態把握に努める。
- ☐ 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
 - 「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんとする」等
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
 - 学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか」を共通理解
 - 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
 - ・毅然とした粘り強い指導
 - 問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
 - 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
 - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- ☐ 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ☐ 指導力向上のための事例検討会の実施
- ☐ 学校環境の整備
 - ・校舎内の落書きや掲示物の乱れなどはいじめ等の前兆→見つけ次第復元
- ☐ 保護者との連携強化

いじめ発見のチェックポイント（学校での日常的な観察）

- ◆ 登校時から始業時まで
 - ☐ 理由のはっきりしない遅刻、欠席が増える。
 - ☐ 始業時間ぎりぎりの登校が目立つようになる。
 - ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。
 - ☐ 自分からあいさつしようとしめない。返事が小さくなる。
- ◆ 授業の開始時
 - ☐ 忘れ物が多くなる。
 - ☐ 用具・机・椅子等が散乱している。
 - ☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
 - ☐ 周囲がざわついている。
 - ☐ 涙を流した気配がある。
- ◆ 授業中
 - ☐ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える。
 - ☐ 体の不調を訴え、保健室やトイレによく行く。
 - ☐ 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
 - ☐ 指名されると他の児童生徒がニヤニヤしたり、あざ笑ったり、しらけたりする。
 - ☐ あだ名で呼ばれるようになる。
 - ☐ グループ分けで孤立しがちになる。
 - ☐ その子を避けて通る。
 - ☐ 何人かの視線が集中したり、目配せをしたりなどのやりとりがある。
 - ☐ 配付したプリントなどが渡っていない。
- ◆ 休み時間
 - ☐ 教室や図書室等で一人ポツンとしている。
 - ☐ 日ごろ交際していない友達と行動することが多くなる。
 - ☐ 用がないのに職員室や保健室で過ごすことが多い。
 - ☐ 持ちものや掲示物にいたずらされている。
 - ☐ 机に落書きがされている。
 - ☐ 遊びの中で悪ふざけの対象になったり、からかわれたり、命令されたりしている。
 - ☐ 廊下の物掛が散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする。
 - ☐ 視線をそらす。
 - ☐ 特別教室へ入っている。
- ◆ 給食時
 - ☐ 食べ物にいたずらされる。
 - ☐ その子が触る物を嫌がる。
 - ☐ 机をわざと離すなどグループに入っていない。
 - ☐ 話の輪にはいない。
 - ☐ 小食になる。
- ◆ 下校時
 - ☐ グループに入らないで一人でいる。
 - ☐ 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
 - ☐ その子の机の中の物が散乱している
 - ☐ 作品が壊されたり、隠されたりする。
 - ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
 - ☐ いつも友達の荷物を持たされている。
 - ☐ 部活動が無断で欠席する。
- ◆ その他
 - ☐ 持ちものが隠されたり、壊されたりする。
 - ☐ 学級内に友だち関係の変化がある。

○家庭での話し合いのポイント

<話しやすい雰囲気づくり>

- 「食事をしながら」「テレビを見ながら」「一緒にお風呂に入りながら」「ドライブをしながら」「釣りをしながら」など、話をする「時」と「場」を工夫し、話しやすい雰囲気をつくりましょう。また、子どもの自尊心を理解し、兄弟姉妹がいないときに話すなどの配慮も大切です。

<話の聴き方>

- ありのままを受け止めましょう。
「あなたにも悪いところがあるんじゃないの」と言ったり、頭ごなしに叱ったりすると、言えなくなるか、都合のいいことしか言わなくなります。
- 同じ話の繰り返しであっても、子どもの気がすむまで話を聴きましょう。別のことを思い出すこともあります。
- 心を理解し、しっかりと寄り添いましょう。心の痛みは本人にしか分かりません。
- しつこく聞き出すことはやめましょう。質問攻めはかえって子どもを追い詰めることにもなります。
- 結論を急いではいけません。まずは、本人がどうしたいのかしっかりと聴き、考える時間を与えましょう。そして、一緒に考えましょう。
- 最初に話した内容が全てとは限りません。子どもは、親の反応を見て、その時の受け止め方で、もっと話すか、これ以上言わないかを決める傾向があります。

○いじめを発見するポイント

<いじめられている子どものサイン>

◆ 日常生活の変化

- 何となく子どもの態度がおかしい。
- 沈みがちで、表情がさえない。
- おどおどして、何かにおびえている。
- 情緒不安定になり、いつもイライラしている。
- あいさつしても返事が返ってこない。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 衣服が泥まみれになって帰ってくる。
- 身体にアザや引っかき傷がある。
- 食欲が落ち、眠れない日が続く。
- 登校を嫌がったり、登校時に体の不調を訴えたりする。
- 自分の部屋に閉じこもることが多い。
- ノート等に悩みを書き込んでいる。
- 自殺をほのめかす言葉を口にする。
- もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う。

◆ 家族との関係の変化

- 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする。
- 家族と口をきかなくなる。
- 弟や妹、ペットをいじめる。
- 今までにない甘え方をする。

◆ 友人関係の変化

- 友だちが遊びに来なくなる。
- 外へ出て遊ぼうとしない。
- 学校のことを話したくない。
- 部活動をやめたい、学校をやめたい、転校したいと言う。
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない。

◆ 持ち物の変化

- 持ち物がよくなる、壊される。
- 持ち物に落書きをされる。
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている。
- 親に余分な金銭を要求したり、家から勝手に金品を持ち出したりする。
- 金遣いが荒くなる

<いじめをしている子どものサイン>

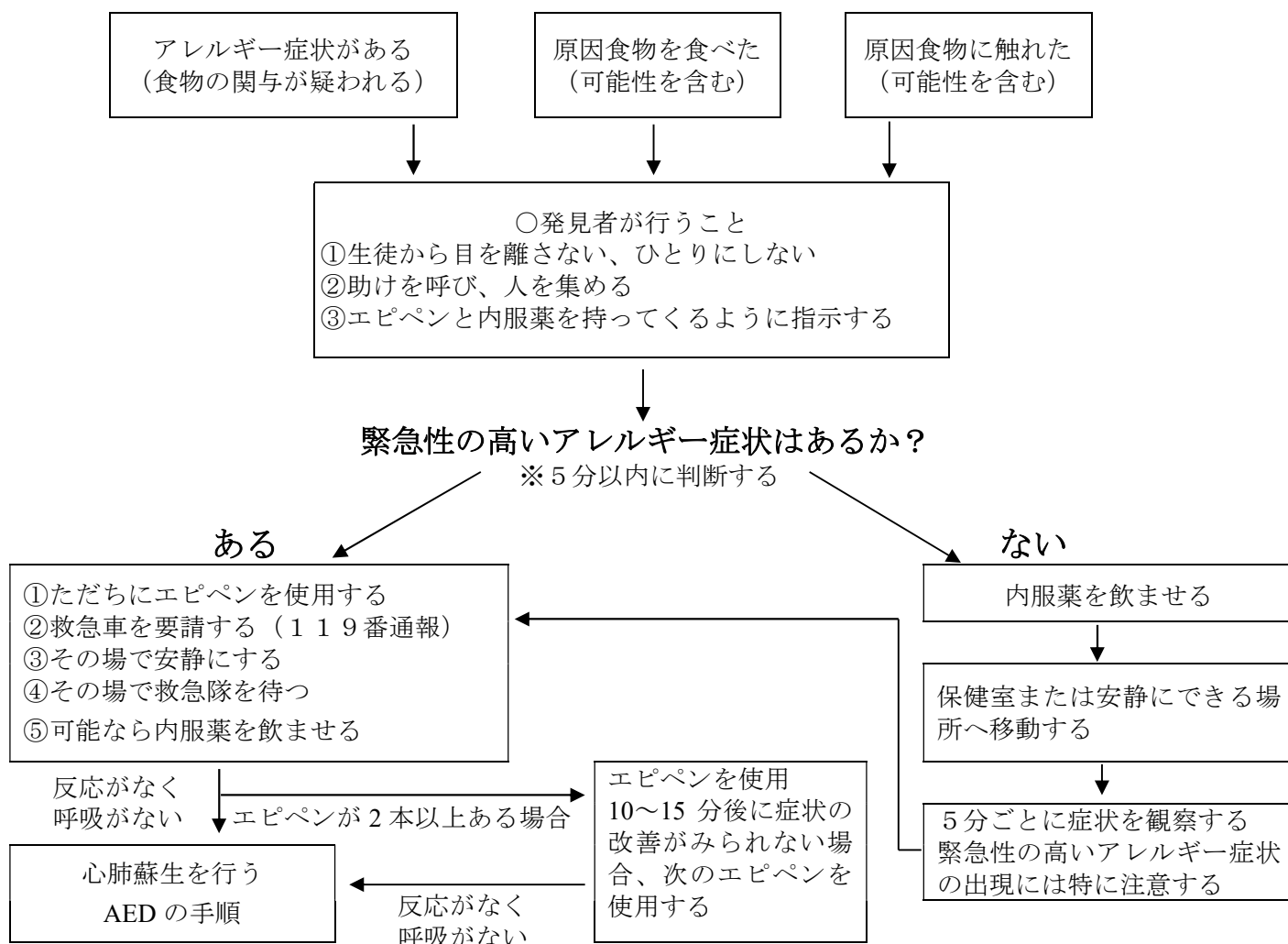
- 友だちへの対応が命令口調になっている。
- 買い与えていないものを持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。
- 金遣いが荒くなる。

X. 食物アレルギー対応マニュアル

1. アレルギーの症状

全身症状 ・意識がない ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い	呼吸器の症状 ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・のどや胸が締め付けられる ・咳 ・息がしにくい ・ゼーゼー、ヒューヒュー
消化器の症状 ・腹痛 ・吐き気、嘔吐 ・下痢	皮膚の症状 ・かゆみ ・じんま疹 ・赤くなる
顔面・目・口・鼻の症状 ・顔面の腫れ ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・口の中の違和感、唇の腫れ	

2. アレルギー症状への対応手順



【学校給食以外での対応について】

（１）食物・食材を扱う授業・活動

食物アレルギーの症状によっては、食べるだけでなく、吸い込む、触れることによって
も発症する場合があるため、事前に十分な想定をし、対応を協議しておく。

活動内容	対応例
校外学習	弁当やおやつの交換をしない 家庭で食べたことのないものを持ってこない
調理実習や美術授業 食育体験活動 (魚さばき、味覚の授業等)	使用食材の配慮 作業内容を考慮 アレルゲンとなる食材を喫食、触れることがないよ うな対応 【特に魚さばきは、別室対応】
宿泊学習や修学旅行	全ての食事メニューと使用食品を確認 【特に加工食品の原材料確認】

（２）学級での指導

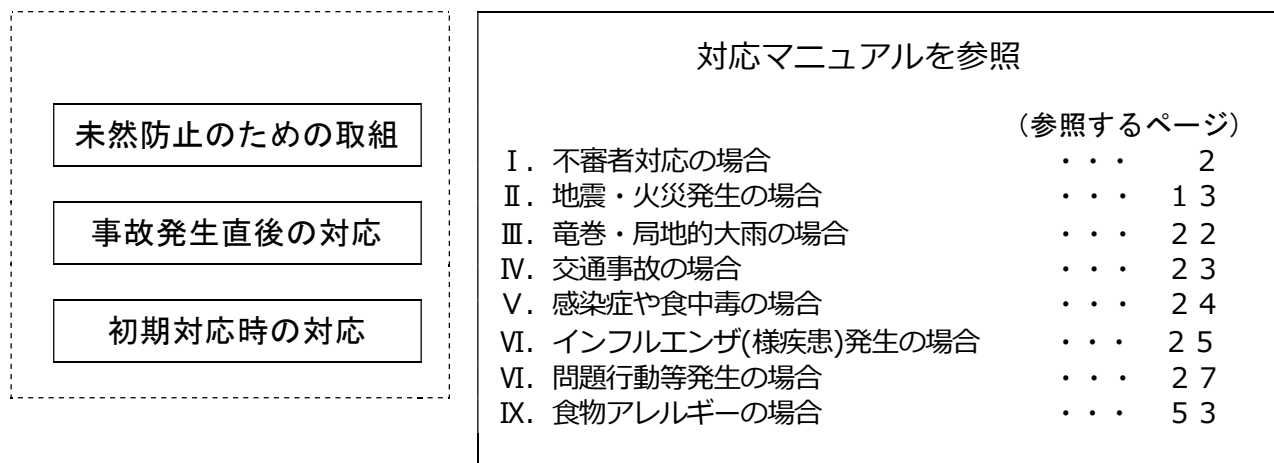
学級に食物アレルギーを有する生徒がいる場合には、事前に本人と保護者の了解を得た
上で、生徒の発達段階に応じた指導を行う。

また、食物アレルギーを有する生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を行う。

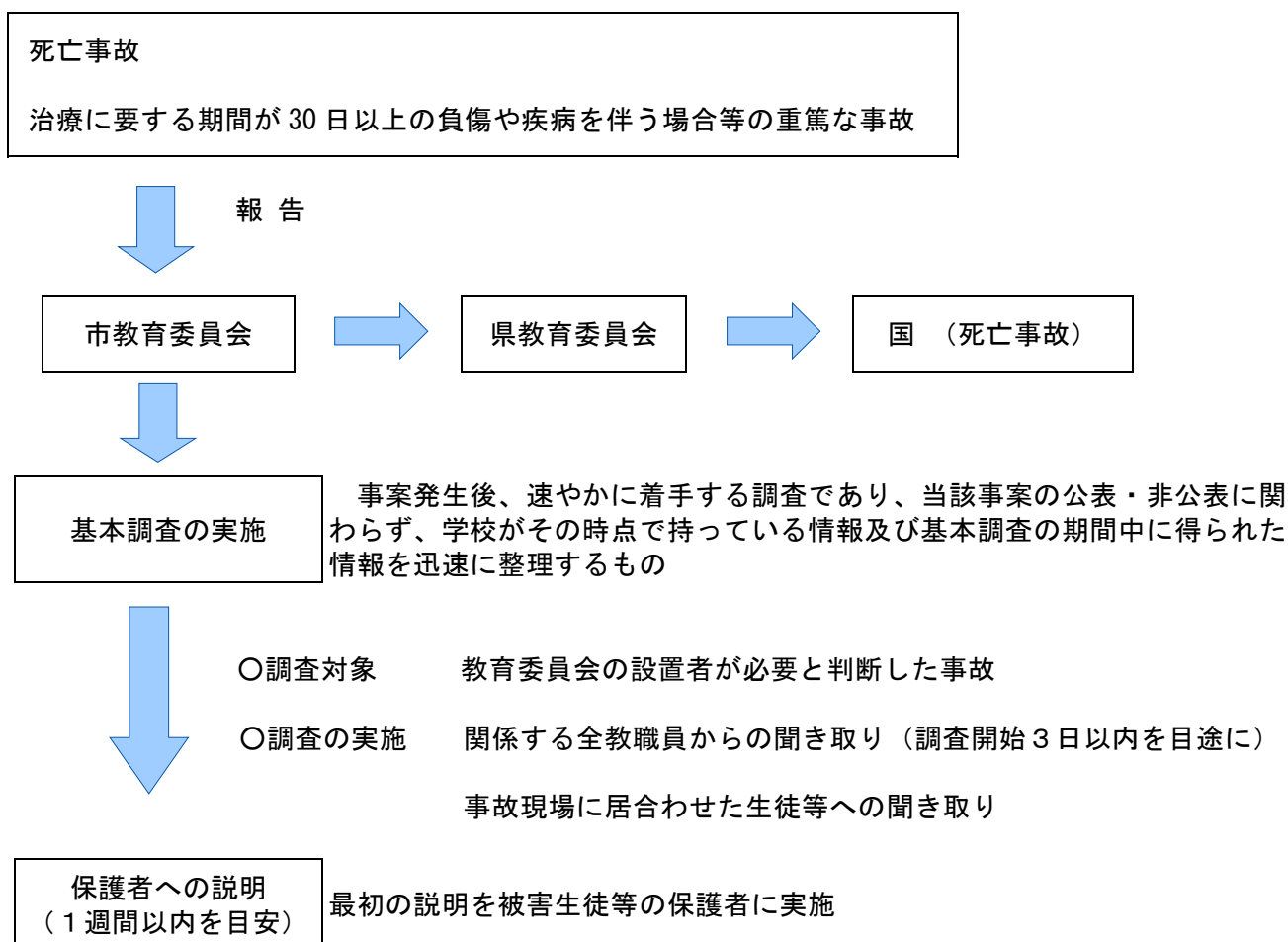
指導事項	指導内容例
食物アレルギーについての基本的な理解	食物アレルギーとはどのようなものか アレルギーの症状
食事を安全に楽しむために	おかわりをする際には、アレルゲンを確認する 座席の配慮
学級でのルール	おみやげ(お菓子)の配布の注意
体験学習や校外学習時の注意事項	運動で誘発されることがある おやつの交換をしない 食べなくても、吸い込む、触れるなどで起きること がある
緊急時の対応確認	具合が悪い友達がいたら、すぐに先生に知らせる

XI. 死亡事故及び治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う場合等の重篤な事故が発生した場合

1. 事故の未然防止と事故発生後の対応



2. 事故報告と基本調査の実施する必要がある場合



3. 詳細調査の実施（市教育委員会）

4. 再発防止策の策定・実施

5. 被害生徒等の保護者への支援

XII. DV被害者の子どもの安全確保

【学校等における被害拡大の防止と就学等の支援】

教職員が、DVについての認識を深めるとともに、不適切な対応により被害者の子どもの安全性を脅かし、その心に一層の傷を与える二次的被害の防止、被害者情報の管理の徹底を図る。

- ★ 保護者(DV被害者)との情報の共有を図り、生徒への対応方法について確認しておく。
- ★ 生徒の安全確保を最優先とするため、守秘義務の徹底を図る。

(1) 保護者(DV被害者)と対応するための準備

- ・管理職、学年主任、学級担任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭で、保護者に対応する教職員グループをつくる。
- ・対応する教職員が異性であってもよいが、最初に確認をとる。
- ・不特定多数の人が出入りする場所ではなく、個室で対応する。
- ・保護者を受容する姿勢で話す。哀れみや同情で接したり、被害者がうけたDV被害の内容について興味本位で聞いたりすることのないよう注意する。
- ・子どもの安全確保を最優先し、安心して学校生活が送れるよう支援することを伝え、保護者と信頼関係を築けるようにする。

(2) 保護者と確認しておくこと

- ・転入等で学級に子どもを紹介する場合は、名前等をどのように説明するのかを相談する。
- ・登下校のさせ方や連絡方法について、保護者・保護施設と確認する。
- ・名簿や電話連絡網などの記載や写真・卒業アルバムなどについても配慮する。
- ・行事などで外部からの来校者がある場合は、保護者や保護施設と対応について確認する。

(3) 受け入れた子どもと関わる場合

- ・ストレスによる身体症状(頭痛、嘔吐、過呼吸、チック、脱毛など)、対人恐怖等がある場合には、対応
- ・支援策を協議し、全職員で共通理解を図る。
- ・必要に応じて、校医やスクールカウンセラー等に相談する。

(4) 日常的に配慮しておくこと

- ・学級の子どもから当該生徒の所在が漏れることも想定される。平素から全生徒に対して、「知らない人から友達のこと(名前・住所・電話番号・保護者の名前など)を尋ねられても「わかりません」と答えるような指導を行っておく。
- ・普段から下足置き場、教室、廊下などに子どもの存在を見つけ出すきっかけとなる要素がないか点検する。
- ・追跡してきた父親等による暴言・威嚇など通常の対応の程度を超え教職員では対処できない場合など緊急事態に備えて、警察(生活安全課)に相談しておく。
- ・外部の目に触れるところに、保護施設の住所、電話番号等がわかるものを出さないようにする。これら施設の存在を明かしてはならない。

(5) 外部からの問い合わせがあった場合

- ・相手が誰(親族だと名乗っても)であれ、「プライバシーに関するお尋ねに対しては、回答しないことになっている。」旨を伝える。

※「在籍していない」という回答はしない。

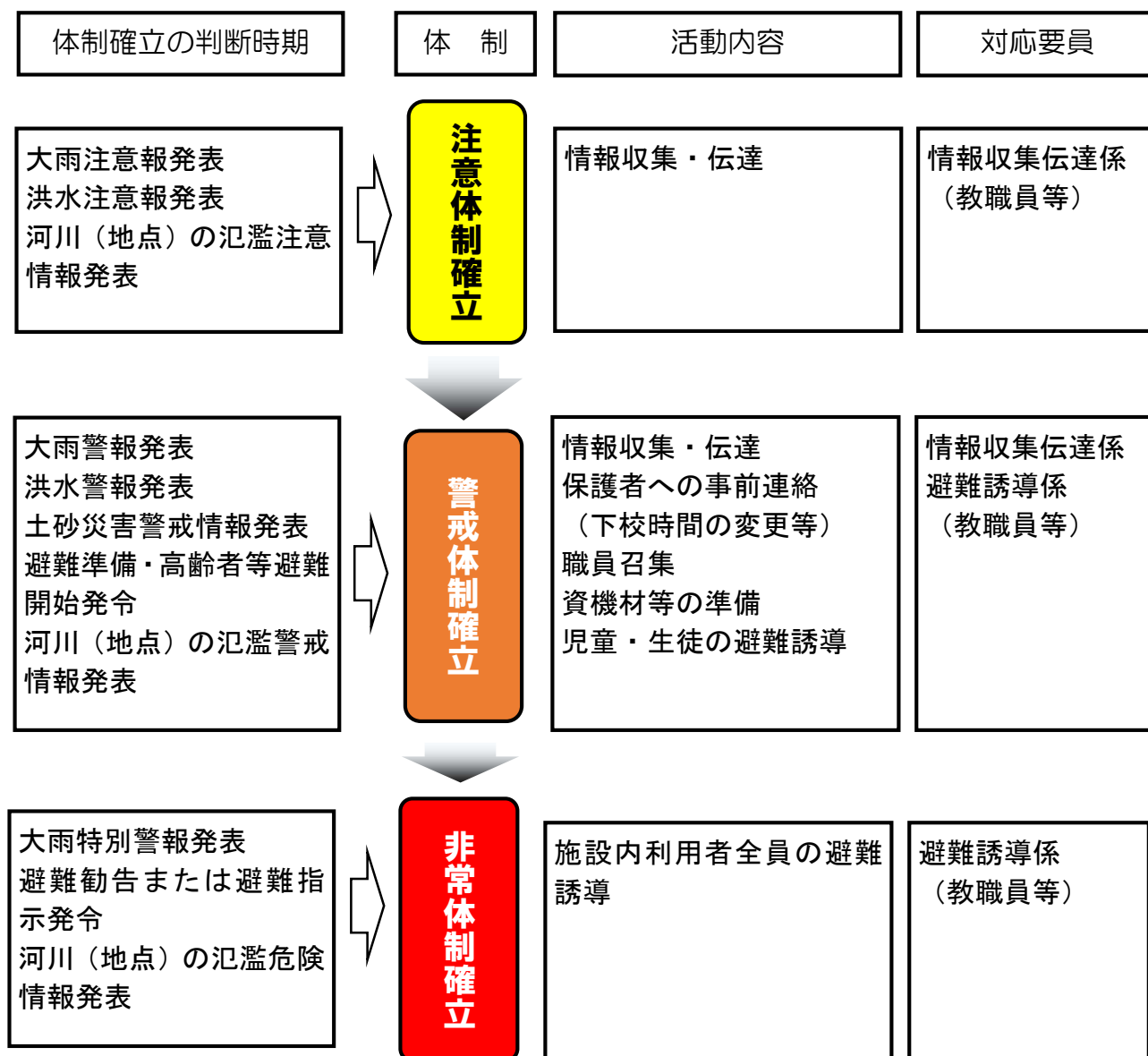
(6) 保護者(DV加害者)が、校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・校舎内を確認させることは、学校安全の面からも不適切である。
- ・暴言・威嚇など職員が対処できない場合は、警察に通報する。

○避難確保計画（水防法第15条の3第1項に基づくもの）

1 防災体制

校内の防災体制は、以下のとおりとする。



2 情報収集・伝達

（1）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	福井市の防災気象情報メール、テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報・河川水位・土砂災害警戒情報	福井市の防災気象情報メール、テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	福井市の防災気象情報メール、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト等）、緊急速報メール、

※管理職をはじめ、学校内で勤務する職員は、福井市の防災気象情報メールの登録を行い、プッシュ型の通知を受けられるようにしておく。

(2) 情報伝達

- ①校内放送等を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②警戒体制を確立し、授業時間や下校時刻を通常のものから変更する場合は、市教育委員会学校教育課に報告する。

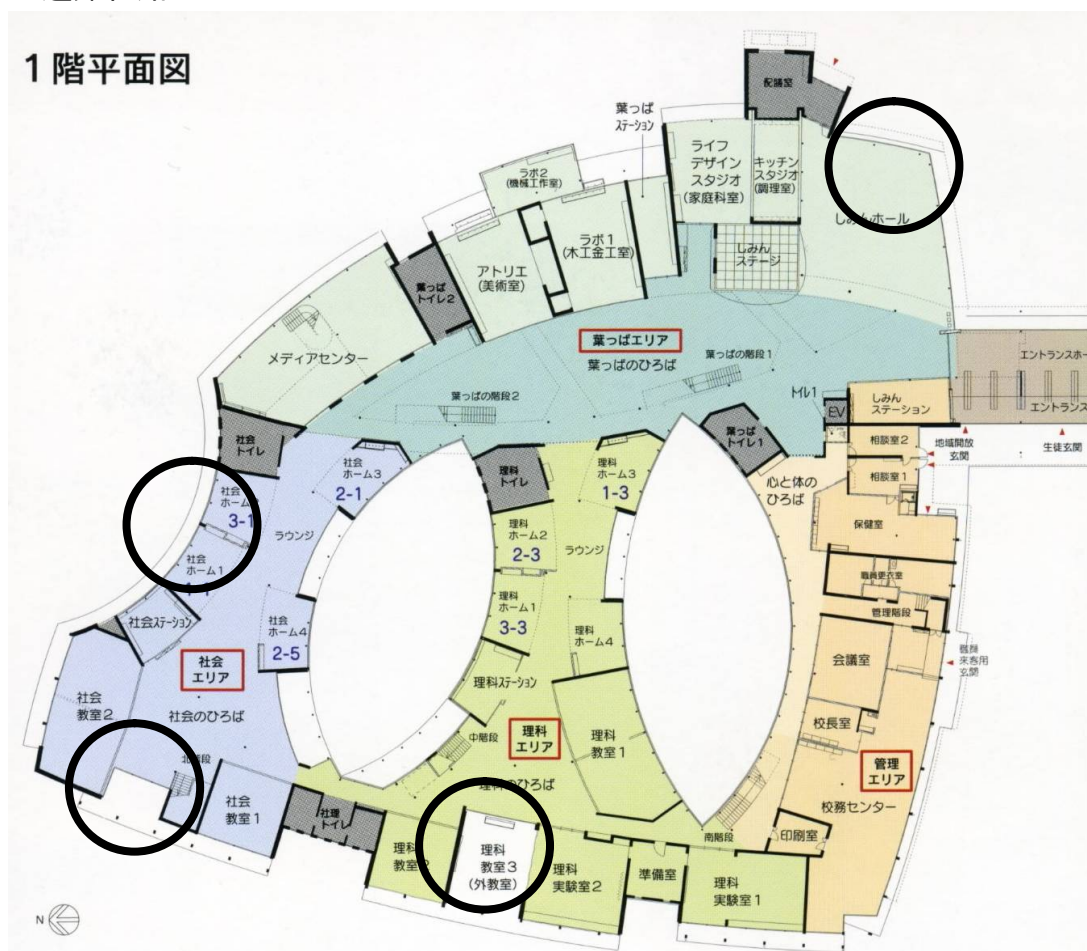
3 避難誘導

浸水時の避難場所は、校舎の2階以上とし、階段を利用して移動する。ただし、施設における想定浸水深が浅く、校舎が堅牢で倒壊のおそれがない場合で、悪天候の中の避難や夜間の避難となる場合は、危険も伴うことから、屋内での安全確保を図るものとする。

また、土砂災害時の避難場所は校舎内の山側から離れた高い場所に避難する。

災害の種類	被害想定	避難場所
土砂災害	南側崖崩れ	北側から出てグラウンドに避難する。

○避難経路



丸印の箇所から外に出て、グラウンドへ移動。

4 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

使用する資器材等	
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ 電話 ☐ ファックス ☐ 懐中電灯 ☐ 電池
避難誘導	☐ 名簿（教職員、児童・生徒、施設利用者） ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池
施設内の一時避難	☐ 水 ☐ 寝具 ☐ 防寒具
障害者	☐ 常備薬
その他	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ）

5 防災教育及び訓練の実施（避難誘導者対象）

- ・年1回、新規に配属された職員を対象に研修を実施する。
- ・年1回以上、全職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえ、本計画を適宜見直すこととする。

6 学校周辺の状況

ハザードマップについては、福井市河川課のホームページ等を確認する。